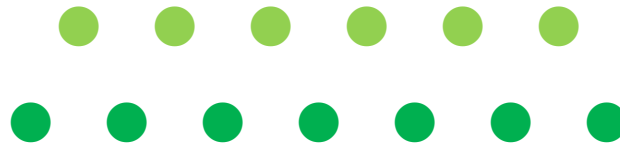


「身元保証」・「死後事務」サービス 「保証機能」の構築への提案 －本人のための権利擁護のしくみづくりに向けて－

平成 28 年度「保証機能」のあり方に関する課題検討会（報告）



平成 29 年 3 月

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
権利擁護推進部 権利擁護推進担当

目 次

1. 「保証機能」のあり方に関する課題検討会の設置・・・・・・・・・・	1 ページ
(1) 本検討会の設置・目的	
(2) 検討内容	
(3) 本報告について	
2. 「保証機能」のあり方・・・・・・・・・・	2 ページ
(1) 「保証機能」のあり方に関する基本的な考え方	
(2) 本人の権利擁護と保証機能	
3. 「保証機能」の実施に向けた準備・・・・・・・・・・	4 ページ
(1) ニーズの把握	
(2) 合意形成の場づくり	
(3) 運営体制整備	
(4) 財源確保	
(5) 運営委員会等の設置	
(6) その他具体的な事務	
4. 「保証機能」の基本機能・・・・・・・・・・	9 ページ
(1) 事前対応と事後対応の支援	
(2) 具体的なサービス内容	
資 料・・・・・・・・・・	12 ページ
Ⅰ 県内外の先行事例の紹介	
「高齢者あんしん生活支援事業」(足立区社会福祉協議会 権利擁護センターあだち)	
Ⅱ 県内外の先行事例の紹介	
「横須賀市エンディングプラン・サポート事業」(横須賀市生活福祉課)	
Ⅲ 「先行市・社協取り組み状況一覧」	

1. 「保証機能」のあり方に関する課題検討会の設置

(1) 本検討会の設置・目的

- ・ 少子高齢化、地縁・血縁の希薄化などが進む中、地域の相談支援機関には高齢者や障害者の暮らしにおけるさまざまな相談が寄せられている。その内容は深刻化・複雑化しており、既存の制度やサービスだけでは対応しきれない「狭間の課題」が出てきている。
- ・ 近年、狭間となっている課題のひとつに「保証問題」があげられる。親族がいないなどの理由から保証人を立てられず、必要な契約につながりにくいといったことが起きている。保証人を立てられない場合は、民間の保証会社を利用する方法もあるが、必ずしも審査が通るとは限らず、また費用がかかるため利用できる人は限られている。
- ・ その他の狭間の課題として、葬儀埋葬等の「死後事務」の問題がある。葬儀等は一般的には親族が執り行うものだが、身寄りのない人や親族からの支援が受けられない事情がある人は、死後事務にも不安を抱えていることが少なくない。死後事務も保証会社同様に、預託金をもとに葬儀まで担う民間事業者等はあるが、費用が高額であったり、運営状況など信頼性の見定めが難しい。
- ・ 上記のような、制度やサービスの狭間となっている課題への対応に向けて、福祉施設への入所や医療機関への入院の際の「身元保証」と「死後事務」を含む「保証機能」のあり方等について、法律と福祉支援の両面の視点から課題整理・検討を行うために、平成 27・28 年度に『保証機能』のあり方に関する課題検討会」を設置した。

(2) 検討内容

- ・ 平成 27 年度の検討会では、「身元保証」と「死後事務」を含む「保証機能」のニーズ把握およびその必要性等について理念的整理を行い、中間報告をとりまとめた。

※詳細は中間報告『保証問題』・『死後事務』をめぐる課題と『保証機能』の構築に向けて」参照。

神奈川県社会福祉協議会ホームページ (<http://www.knsyk.jp/>) 掲載

- ・ 平成 28 年度の検討会では、先行して取り組んでいる事例でもある足立区社会福祉協議会と横須賀市の実践報告をもとに、整理した理念を具体化するために「保証機能」の基本機能や運営方法・体制等について検討を行った。

(3) 本報告について

- ・ 本報告は、上記 2 か年における検討結果を「提案」として資料化し、各市町村や市町村社会福祉協議会等、市町村域において検討を行うに際して、指針・検討案として活用されるようにとりまとめたものである。

2. 「保証機能」のあり方

(1) 「保証機能」のあり方に関する基本的な考え方

- ・「保証機能」の構築の必要性については、平成 27 年度に以下のとおり整理を行った。

○保証問題をめぐる現状と課題

- ・福祉サービスの措置から契約方式への転換や、サービスや施設形態の多様化から、入所等の際に保証人を求めることが一般的となった。応諾義務との関係で、保証人が立てられなくても「正当な理由がない限り契約を拒否してはならないこと」となっているが、施設入所等の条件として保証人を求められる以上、保証人を立てざるを得ない現状がある。
- ・同様に身寄りのない人の死後事務が大きな課題となっている。親族がいない方等の火葬埋葬については行政が対応しているが、その数は年々増えている。
- ・また、地域相談機関等を対象にした「身元保証」と「死後事務」に関するアンケート調査の結果、約半数の機関が身元保証や死後事務に関する相談を受けており、中には身元保証人をたてられずに入所等が出来なかったといったケースも見受けられた。

○施設や病院が保証人を求める理由

- ・「保証問題」を考えるうえでは、利用する本人と同時に施設や病院が懸念する点などにも目を向けなければならない。
- ・施設や病院が保証人等を求める理由に、利用料等を滞納した場合の支払い、緊急時の連絡、医療同意、死亡時の遺体の引取りや所持品の引渡しなどが挙げられる。その他、支援者に医療説明時の同席や入所・入院の際に必要な日用品の調達などを保証人等の役割として求めることもある。
- ・このような状況から、施設等では入所の条件として成年後見制度の利用を勧めることが増えているが、身元保証人を担うことは制度本来の役割ではないことから、実際に後見人等がいても施設等が望む動きをしてもらえないといったことがある。

○保証会社の利用とその課題

- ・近年、身元保証や死後事務を担う NPO や民間の保証会社へのニーズが増えているが、預託金をはじめとする登録料や利用料が高額なところもあり、利用者が限られている。
- ・また、解約時の金銭トラブルや遺産の寄付等の問題が起きるなど運営実態等が分からないことから信用性が見定めが困難となっている。

○求められる「保証機能」とその効果

- ・現状と課題から、今後、支援ツールとして「保証機能」の重要性はますます高まることが予測される。とりわけ判断能力があるにも関わらず、身寄りがなく、また資力がない人が利用できるサービスは限られていることから、こうした制度やサービスの狭間となっている人を対象とした「保証機能」が求められている。
- ・「保証機能」の構築によって、積極的権利擁護（※）の視点から「保証問題」をきっかけに潜在化されたニーズを捉え、本人の暮らしを支えていくこと、そして、予防的な視点からも、事後対応ではなく、事前に何かあった時の保証・サポートとして体制を整えておくことで、安心した生活を送ることが効果として期待される。また、保証問題を抱えている人はその他にも生活ニーズを抱えてい

ることが多いことから、既存のサービスとの連携を行うことでより効果的に生活ニーズに対応することができる。

(※) 積極的権利擁護・・・生命や財産を守り、安心と安全を確保するだけでなく、その先にある本人の自己実現に向けた取り組みを保障するという、権利擁護を広義に捉えた考え方。

○参考・引用文献○『「個と地域の一体的支援のためのケースカンファレンス」ハンドブック』発行・神奈川県社会福祉協議会／監修・岩間伸之

○地域を基盤とした権利擁護体制の推進

- ・平成 23 年の介護保険法改正では、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築の推進が強調された。また、平成 27 年には厚生労働省から「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現」について新たな福祉ビジョンが提示され、地域を基盤とした支援の展開が位置付けられたことから、市町村が主体となり、地域の社会資源の現況と特性を活かした横断的な取り組みが強く求められている。

○「保証機能」の仕組みづくりに向けて

- ・深刻化・複雑化したニーズに対して、国も福祉施策として「地域を基盤として、専門職と地域住民の協働による支え合いのしくみづくり」の必要性を強調している。それは、課題を抱えた本人を中心に多機関の専門職が連携し地域住民とも協働しながら、本人の暮らしの場である地域を拠点として、本人を支えることを意味している。こうした動きからも、権利擁護における保証問題は、自分たちの将来に起こりうる問題として捉える必要がある。
- ・施設入所等で身元保証人を求められた際に、施設等側から「支援者がついている」「日常生活自立支援事業を利用している」などの理由から、保証人を立てずに入所できたというケースもあった。このように地域で行われている既存のサービスを積極的に活用すればカバーできる事例もあることから、地域でサポートしていける仕組みやネットワーク、既存のサービスを積極的活用ができるようなシステムがあれば、地域における支え合いの一つとして、個人が保証人になるのではなく「公的な保証機能」を持つことができるのである。

※詳細は中間報告『「保証問題」・「死後事務」をめぐる課題と「保証機能」の構築に向けて』参照。

(2) 本人の権利擁護と保証機能

- ・ここでいう「保証機能」は、公的な仕組みをつくることで、本人の安心を確保し、福祉サービスや医療機関を利用する本人の権利が守られるための仕組みである。
- ・一方で「保証」は、本人の福祉サービス料や医療費などの債務が履行されない場合に、本人に代わって第三者が契約の相手方に債務を履行する義務を負うことをいう。そういった意味では、ここでいう「保証機能」は、全ての債務をカバーするものにはならないとしても、金銭管理や事務手続き、入院時に必要な手配などを行うことにより、福祉施設や医療機関などの相手方にとって安心の担保になる側面がある。
- ・各市町村域において仕組みを考える際には、基本姿勢として本人側に立ち、本人の権利擁護に視点を置いた検討を行っていくことが重要になる。

3. 「保証機能」の実施に向けた準備



(1) ニーズの把握

- ・ニーズの内容や量によって、サービスの内容や対象者の設定等が変わることから、まずはそのサービスで対応する人たちの状況や課題などのニーズを把握することから始めて整理していく。
- ・また、実施にあたっては、人材および財源の確保が必須となる。そのためには、どのようなニーズに対応することを目的としているのかを明確にしておかなくてはならない。

■ニーズ把握の方法

- ・地域相談支援機関、施設、病院等への一斉アンケート調査・ヒアリング調査
- ・研修会や会議等、関係者が集まる場面を利用したアンケート調査・ヒアリング調査

■調査項目例

対象：地域相談支援機関（身元保証や死後事務についての相談を受ける側）

- ・身元保証人等や死後事務に関する相談を受けたことがあるか。
- ・どのような相談を受け、どのように対応したか。
- ・身元保証人等をたてられずに入所や入院できなかったケースはあるか。
- ・どのような保証機能があればよいか。

対象：施設、病院（身元保証人等を求める側）

- ・身元保証人等を求めるか。
- ・身元保証人等に求めるものは何か。
- ・身元保証人等をたてられない人へは、どのように対応しているか。
- ・どのような保証機能があればよいか。

■把握したニーズの活かし方

- ・サービス内容と範囲、対象者の設定
- ・人材、財源の確保をするための根拠

*ニーズを数値化することは重要だが、量を重視するのではなく、決して人数が多い訳でなくても制度の狭間にあり、社会的に問題であれば必要とするサービスであると捉える必要がある。

（２）合意形成の場づくり

- ・ニーズと地域特性や社会資源をふまえて、実施目的や理念、サービスの位置づけ、各機関や事業との役割分担、実施にあたっての効果やリスク等について整理し、地域のニーズにあった仕組みを検討する。
- ・検討会を設置することが望ましいが、設置が困難な場合は地域ケア会議など既存の場を活用することもある。

■検討メンバーの例

- ・地域相談支援機関（利用者等から身元保証等の相談を受けている支援者・専門職）
- ・施設
- ・病院関係者
- ・行政
- ・弁護士等
- ・その他、必要に応じて、開催ごとにメンバーを増員させることも可。（例：医療サービスに関する指示書の検討の際に、医師会から出席してもらう、など）

■検討事項

- ・事前に把握したニーズに加え、当事者や相談支援現場から地域内のニーズについて確認
- ・サービス内容、範囲、対象者の設定
 - ⇒実施するサービスは、ニーズや体制整備等の状況によって異なることから、全てのサービスを実施するのではなく、必要なサービスのみを実施することも可能。
 - ⇒対象者は、どのような人がどのような状況でニーズを抱えているのかを整理し、「年齢」・「判断能力（＊）」・「親族状況」・「資産状況」・「居住地」等の要件から設定を行う。
 - ⇒また、サービス内容と対象者の設定に合わせた利用料や預託金の設定を行う。
- ・リスクの抽出と対処法の検討
 - ⇒日常的な金銭管理や預託金、自宅の鍵などを管理する場合はリスクも多い。求められるニーズとの関連づけを行ったうえで、そのリスクへの対処法についての検討を行う。

＊サービスの利用には、契約内容を理解できる方、すなわち契約締結能力のある方が対象となる。しかし、契約締結能力のある方も、認知症等の症状が全くない方から判断能力の低下が見られる方（日常生活自立支援事業利用者、被補助・被保佐人程度）と幅広いため、どの程度の判断能力の方を対象とするのか、検討が必要となる。また、判断能力の低下により継続が難しいサービスもあることから、サービス内容と合わせた検討をしなくてはならない。

（３）運営体制整備

- ・ 権利擁護に関する知識のほか、遺言や相続等の一定のスキルをもった人材が求められる。

■各体制の整備

- ・ 事務局体制の整備

⇒特に「身元保証サービス」は初回相談から契約に至るまでアセスメント等に時間を要することや、緊急時の対応も想定されることから、ある一定のスキルをもった人材が必要である。また、事業展開にあたっては関係機関とのネットワーク形成のための視点も必要になる。こうした事務局体制は、支援の範囲（突発的な対応や夜間対応の可否）にも影響される。

- ・ 専門機関、専門職（法律家）との協働体制の整備

⇒遺言や相続等の法律相談の実施、職員等へのスーパーバイズなどの専門機能が必要となることから、法律家等を中心とした専門機関、専門職との連携など協働体制が求められる。

（４）財源確保

- ・ 事務局体制を整備するうえでは、事業財源の確保が必須になる。「保証機能」を先行し実施しているところでは、他の事業との兼務による職員体制が多数となっており、財源も自主財源（基金を含む）や利用料収入、死後事務執行料、寄付・寄贈により運営しているところが多いが、当該地域のニーズやサービス内容に応じた体制を整備していくことが重要である。

■事務局体制を支える財源の確保

- ・ 行政との連携

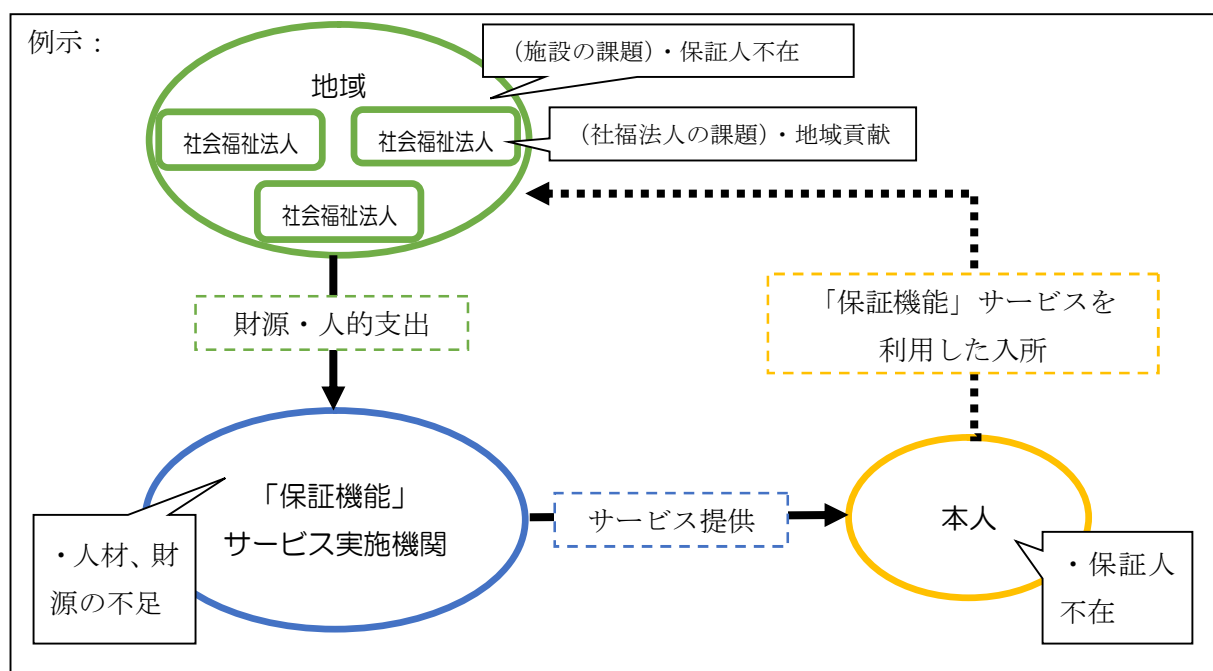
⇒近年では、行政自体の財源が厳しい状況といえる。しかしながら、行政もとりわけ親族がいない方等の火葬埋葬に対応せざるを得ない状況にあり、その数も年々増え財政をひっ迫していることから、行政との課題共有、連携をはじめとした財源の確保について働きかけをしていかなければならない。

⇒地域住民のニーズを基にした行政の地域福祉計画等の中に「保証機能」のサービスの構築等が位置付けられると委託・補助金等が措置される可能性がある。そのためには、「保証機能」のニーズがどれくらいあるのか、そのニーズに対応するためにどれだけの人材や財源が必要になるのかを数値化し、行政や支援機関に説明をしていく必要がある。ただし、そのサービスをどれくらいの人が必要としているかという“量”を重視するだけでなく、制度の狭間にあり、社会的に問題であれば必要とするサービスであるということまで認識してもらわなくてはならない。

- ・ 地域との連携

⇒平成 28 年の社会福祉法の改正で「地域における公益的な取組み」として、既存の事業を充実させ、サービスの質を高めていくとともに、地域の福祉サービスが不足する場合には、既存の社会福祉制

度の枠組みの内外を問わず、新たなサービスを積極的に創出していく、いわゆる「地域貢献」の考えが示された。従来、社会福祉法人は公益性のある仕事を自ら切り開き展開していくことを使命としており、地域交流の中で対象者を限定せず、困っている人がいれば手を差し伸べてきた実績があるが、今改めて理念に立ち返り新たに「地域における公益的な取組み」を推進していくことになる。保証問題は、施設を運営している社会福祉法人でも、身元保証人の不在などに課題を感じており対応に苦慮している様子がうかがえることから、共通の課題に共に取り組むことも想定される。



・その他の助成等の活用

⇒行政からの委託・補助金等だけでなく、既存の社会資源の活用や、また国や都道府県あるいは民間助成団体からの助成を受けたり、賛同者を募った寄付などのファンドレイジングや基金の立ち上げ、また利用者からの遺贈による仕組みの活用等の方法も想定される。

(5) 運営委員会等の設置

- ・設定した対象者によっては、契約の可否やその必要性、また契約内容等に関する助言を行う委員会等を設置する。
- ・委員会等を設置することが望ましいが、困難な場合は組織内での内部牽制やケース検討などの仕組みを整える必要がある。

■委員等メンバーの選出

- ・法律、医療、福祉等の各分野の専門家
⇒委員会等の機能、内容によってメンバーを選出する。

■委員会等のもち方

- ・対象者によって審査内容が異なる。
⇒判断能力が不十分な方までを対象者とした場合、対象者の本人が契約内容を自身で管理できないため、契約の可否（契約締結能力の有無）をチェックする機能が必要である。
⇒判断能力がある方のみを対象者とした場合、契約の可否よりも、契約自体の必要性を判断する審査内容が必要となる。
⇒また、日常的な金銭管理や預託金を預かる場合、外部による監査体制が求められることから、契約の可否等に限らず、組織の管理体制をチェックする監査体制・機能として位置付けられることも考えられる。

（６）その他具体的な事務

- ・実施内容について合意形成がされた後は、要綱や契約書等の様式の作成など具体的な事務作業に取り組む。これらの作成にあたっては、施設や病院（医師会など）の状況や情報をふまえながら作成し、弁護士等に内容を確認してもらうことが望ましい。

■作成する要綱・要領、契約書

- ・事業実施要綱
- ・運営委員会等設置要綱
- ・預託金、鍵等取り扱い要領
- ・サービス契約書
- ・死後事務委任契約書

■作成する様式

- ・支援計画書
- ・医療に関する同意・指示書
- ・預託金、鍵、通帳等預かり書

*要綱、各種様式等の参考は、先行事例紹介 12～58 ページ参照。

4. 「保証機能」の基本機能

(1) 事前対応と事後対応の支援

- ・事態が深刻化する前の暮らしの中で生じた「不安」や「負担」といった段階からサポートし、本人が安定して地域で暮らせるように予防と積極的権利擁護（※3 ページ説明）の視点から支援を行う。そして、事態が変わり支援が必要になったことをきっかけに本人が抱えているニーズを見直し、継続して支援を行う。

(2) 具体的なサービス内容

- ・以下のサービスは、「保証機能」を先行実施しているところのサービスを参考に、実施する際の具体的な内容や必要な検討事項について整理している。また、これら全てのサービスを同時に実施するのではなく、それぞれの地域のニーズや社会資源、体制整備等の状況によって、実施するサービスを選択するなど、必要なサービスから始めることもできる。

みまもりサービス	
サービス内容	①定期的な電話連絡や訪問 ・定期的に電話連絡や訪問を行い、本人の日常生活の把握や契約時の事項等に変更がないかなどを確認する。
効果	・本人の生活の様子を把握することで、変化や課題の早期発見・対応ができる。
課題・必要な検討	●必要な検討事項● ・電話連絡や訪問の頻度、方法を検討する。

身元保証サービス（入所入院時に必要な支援）	
サービス内容	②日常的支援 ・入所や入院に必要な物品の準備をしたり購入する。 ・郵便物等の確認や行政手続きの支援などを行う。 ③金銭管理等支援 ・施設利用料や入院費、その他必要な払い戻しを行う。 ④その他支援 ・保証人に準じた支援（緊急連絡先、医療説明時の同席、施設入所や入院の際の立ち合い、契約支援など）
効果	・施設や病院等が求める事項を可能な範囲で担うことによって、本人に必要な治療や介護につなげることができる。
課題・必要な検討	・身元保証人等になるのではなく、施設や病院が求める保証人の役割の一部を支援することになるため、施設や病院側の了解が必要になる。ニーズ把握で保証人に求める内容を確認したうえで、地域の施設や病院等からどのようなサービスであればよいかなど、実用化するためにより具体的なサービスの設定を検討する。 ・判断能力低下後、一部（施設等の契約支援）が継続できないサービスがある。緊急連絡先等はその都度の本人確認が必要ないため、判断能力低下後もサービスは継続できるが、契約支援は基本的に本人確認が必要になることから、判断能力低下後に支援を行うことは望ましくない。成年後見制度の活用を含めた検討する。

身元保証サービス（預託金による支援）	
サービス内容	⑤預託金の預かり ・判断能力低下時の施設利用料や入院費の支払い（成年後見人等選任までの間）、葬儀費用等として預託金を預かり管理し、必要時に支払う。
効果	・施設利用料、入院費等を滞納することなく支払うことができる。 ・葬儀等を滞りなく執り行える。
課題・必要な検討	・保証機能を必要とする人の中には、生活保護の受給までには至らないが経済的に余裕のない方も多くいることが想定されることから、預託金として必要な経費と対象者の経済状況との関連付けをしたうえで、預託金の金額等の検討を行う。 ・預託金の管理には、信用性の高い管理機能と監査体制が求められることから、事業の実施と預託金等を管理する部署とを分けた管理体制や、組織外の第三者による監査体制などチェック機能の設定を検討する。 ・後見申立て等が滞った場合、預託金が不足し支払いが中断する可能性がある。首長申立て等にかかる期間等が影響することから、行政と調整が必要になる。

その他サービス（鍵預かり支援）	
サービス内容	⑥鍵の預かり ・入院等に必要物品や利用料の支払いに必要な通帳等を取り出すため、自宅の鍵を預かる。 ・本人と連絡が取れなくなったなどの安否確認が必要となった場合に備えて、自宅の鍵を預かる。
効果	・事前に準備をしておくことで、必要なものを用意することができ、支援者も緊急時に円滑に対応ができる。
課題・必要な検討	・事前に鍵を預かり必要時に本人宅に入ることから、盗難等のリスクや管理者としての責任が発生する。また、郵便物の確認など、鍵を使う頻度が高いとその分リスクも高まる。本人宅に入る際の第三者の立会人を設定するなど、リスクの軽減方法をはじめ、鍵の保管方法や取り扱いの設定を検討する。

その他サービス（医療内容の事前確認）	
サービス内容	⑦判断能力低下時の医療同意・指示書の作成 ・本人の判断能力が著しく低下するなど、医療行為の判断ができない場合に備えて「医療サービスに関する指示書」等を作成する。作成後、主治医に確認をしてもらう。
効果	・治療や手術の同意、終末期の治療等について事前に意思表示をしておくことで、本人の意思を尊重することができる。
課題・必要な検討	・最終的な医療行為の判断は、医師が行うため指示書とは異なった医療内容になることがあるため、医療同意・指示書の効力の説明を添えた様式を作成するなどの工夫が必要となる。また、地域の医師会や病院等から意見を聞いたうえで、項目等を検討する。

死後事務サービス	
サービス内容	⑧公正証書遺言の作成または死後事務委任契約 ・死後に行わなければならない手続きには、法的手続き（相続、相続財産管理人の選任など）と事務手続き（火葬埋葬、施設利用料や医療費の支払いなど）があり、これらの内容を公正証書遺言または公正証書等にて契約書に残す。 ・遺言は、専門職または本サービス実施機関等を遺言執行者に選任することができる。遺言執行者への連絡や預託金・預貯金等を執行者に引き渡し後、執行者が遺言に基づき執行する。 ・死後事務委任契約は、専門職または本サービス実施機関や提携葬儀社等と契約することができる。契約者から相続人等への連絡など、契約内容に基づき執り行われる。
効果	・死後のあり方について事前に意思表示をしておくことで、本人の意思を尊重することができる。
課題・必要な検討	・契約が終了すると預託金を本人に返金することになるが、本人の判断能力の低下や死亡の場合に備えて返金先を決めておく必要があることから、返金先を指定するために公正証書遺言に預託金の残りについて記載するなど、取り扱いの検討を行う。 ・契約等の方法や事務手続きなどの範囲を検討する。契約等の方法は、次の3つが考えられる。 - A「公正証書遺言」 - B「死後事務委任契約」 - C「公正証書遺言」+「死後事務委任契約」

資料Ⅰ 県内外の先行事例の紹介

組織名	足立区社会福祉協議会（権利擁護センターあだち）		
人口（高齢化率）	673,386 人（高齢化率 24.1%） ※平成 26 年		
事業名	高齢者あんしん生活支援事業	事業開始年度	平成 17 年度
利用対象者	足立区内在住で契約内容をしっかりと理解できる 65 歳以上のひとり暮らしの方で ・ 支援可能な親族がいない ・ 資産 3,000 万円以下 ・ 住民税が非課税または課税総所得金額が 160 万円以下 ・ 不動産収入がない ・ 負債がないこと など		
事業内容	○基本サービス ・ 月 1 回の電話、半年に 1 回の訪問 ○あんしんサービス （入院時） ・ 預託金に基づく保証人に準じた支援 ・ 緊急入院した際の指定連絡先への連絡 ・ 入院セットのお届け、入院費用の支払い ・ 入院や医療説明時の同席 ・ 電気、ガス、水道等の休止手続き （施設入所時） ・ 預託金に基づく保証人に準じた支援 ・ 入所や重要な説明が行われるときの同席や契約の立ち合い ○生活支援サービス ・ 預貯金の払い戻し ・ 郵便物の確認や区役所の手続きなどの代行 ・ 弁護士、司法書士等専門家への仲介 ○書類等預かりサービス ・ 通帳、権利証、年金証書など重要書類の預かり ※ただし、貴金属や期間管理や頻繁に出入があるものは除外 ○ご逝去後のサービス ・ 遺言執行人の依頼に基づいて、預託金から火葬費用などの支払い、葬儀や埋葬などの死後事務支援		
費用	○預託金 52 万円（施設入所の場合、入所費用の 3 ヶ月分が加算） ・ 預託金は、判断能力の低下等により入院入所費用の支払いが出来なくなった場合、その費用を支払うために契約時にお預かりするお金で契約終了時に残金は返金 ○年会費 2,400 円（4～3 月） ○あんしんサービス 1,000 円（1 回ごと） ○生活支援サービス 1,000 円（1 時間ごと） ○書類等預かりサービス 1,000 円（1 か月ごと）		
利用までの流れ	相談 ⇒ 面談 ⇒ 契約準備 ⇒ 公正証書遺言作成 ⇒ 契約 ⇒ 預託金振込み ⇒ サービス開始 ※契約準備から契約までは約 4 か月程度		

事業による効果・成果	・ 公共的組織で継続性があるため、長期継続的に対応できる。 ・ これまで築いてきた行政や関係機関及び専門職などとのネットワークを活用することで、連携・協働性を発揮できる。 ・ 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）及び成年後見制度を切れ目ない支援体制のもとで展開し、持続的な権利擁護支援体制をはかっていくことができる。
今後の課題	・ 団塊世代の方々が高齢化するなかで、この事業の需要はさらに高まることが想定される。契約者増に応えられる体制を整えるためには、体制整備の検討や公費の導入などについて国などによる制度や仕組みの創設が必要と考える。
財源	自主財源 ※平成 28 年度時点
職員体制	常勤 9 名、非常勤 1 名（他事業との兼務） ※平成 28 年度時点

参考資料（14～33 ページ）

- ・ 社会福祉法人足立区社会福祉協議会 高齢者あんしん生活支援事業実施要綱
- ・ 社会福祉法人足立区社会福祉協議会 高齢者あんしん生活支援事業審査会設置要綱
- ・ 社会福祉法人足立区社会福祉協議会 高齢者あんしん生活支援事業預託金取扱要領
- ・ 高齢者あんしん生活支援事業契約書

社会福祉法人 足立区社会福祉協議会 高齢者あんしん生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 高齢者あんしん生活支援事業（以下、「事業」という。）は、社会福祉法人足立区社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が、区内に居住する単身で身寄りのない要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者（以下、「本人」という。）に対し、安心して自立した地域生活が送れるよう医療・福祉制度等を利用する上で予想される問題についての相談及び援助を行い、高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、社協が行う。

(事業内容)

第3条 事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる内容
- (2) 事業に関する相談及び普及啓発

(対象者)

第4条 事業の対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 全てに該当する事項
 - ア 足立区民で、足立区内に居住する65歳以上の者
 - イ 日常生活が単身で、支援可能な親族がいないこと
 - ウ 事業の契約内容について判断し得る能力を有している者
 - エ 別表2に定める資力基準を全て満たす者
- (2) 前号の全てには該当しないが、社協会長が認めた者

2 前条第1項第2号は、広く区民を対象とする。

(実施体制)

第5条 社協に責任者、あんしん支援員を配置し、第3条に掲げる事業を実施する。

- 2 責任者は、事業を統括し、あんしん支援員を指揮監督する。
- 3 あんしん支援員は次の業務を行う。
 - (1) 相談業務
 - (2) 契約の締結に関する業務
 - (3) 契約に基づく支援を提供する業務
- 4 社協は、常に利用者の対応ができるよう、2名の担当あんしん支援員を選任する。ただし、緊急やむを得ない場合には、担当以外の者が支援を行うことができる。
- 5 社協は、「あんしん計画」に基づくサービスを提供するために利用者の留守宅を訪問する場合は、前項のあんしん支援員2名で入室することができる。
- 6 事業の実施にあたって必要な場合には、事業内容の一部を外部に委託することができる。

(審査会の設置)

第6条 社協は、適正な事業運営が行われるよう、監督及び審査を目的とした審査会を設置する。

- 2 審査会は、社協会長の諮問に応じて専門的見地から審査等を行い、意見を表明する。
- 3 審査会の要綱は、社協会長が別に定める。

(実施方法)

第7条 事業の実施方法は次のとおりとする。

2 相談申込及び確認

- (1) 社協は、本人から相談があった場合、本人の状況や契約意思を確認し、申込書を受け付ける。
- (2) 社協は、第4条第1項に掲げる条件を確認するために、本人から世帯全員の住民票の写し及び課税証明書の提出を求めることができる。年齢及び住所地についての扱いは、契約時に条件を満たしていることを原則とする。
- (3) 社協は、必要に応じ、医師の診断書等の提出を求めることができる。
- (4) 社協は、本人の契約意思や契約条件等の確認を行うため、原則本人の来所による面談を行う。ただし、身体上困難な理由等がある場合には、本人宅等の訪問により行うことができる。
- (5) 審査結果については、面談後7営業日以内に本人に通知する。

3 契約の手続

社協は、前項の審査後、契約までの目標期限を設けて契約の準備を開始する。目標期限は原則4か月とする。それを超える場合には、契約手続きを一旦終了する。ただし、特別な事情がある場合には3か月の延長を行うことができる。

(1) 契約締結の評価・判定

- ア 社協は、担当あんしん支援員を選任し、本人の意向を十分に尊重して、希望する支援の内容、契約条件を確認するとともに、本人の生活状況、経済状況等を把握し、この事業の契約内容について判断し得る能力を有しているかなどの評価をし、本人がこの事業の対象者として適切かどうかの判定を行う。
- イ アの判定にあたり判断能力に疑義が生じた場合には、関係機関と連携し、必要に応じて医師等による診断を経て、その結果を踏まえて契約の可否を判定する。
- ウ イの結果、この事業の対象者に該当しないと判断された場合には、契約の準備を終了し、必要に応じて関係機関、専門職等への仲介等適切な対応を行う。

(2) 「あんしん計画」の作成

あんしん支援員は、本人の意向を確認した上で、別表1に掲げる支援内容のうち必要な事項を記入した「あんしん計画」を作成する。

(3) 「公正証書遺言」と「死後事務に関する依頼書」の作成支援

- ア あんしん支援員は、専門職への仲介等適切な対応を行い、契約締結までに公正証書遺言の作成を支援する。
- イ 公正証書遺言には、必ず遺言執行者を定めておかなければならない。
- ウ 遺言執行者は、死後事務の円滑な執行を確保するため、社協との協力体制が確保できる弁護士・司法書士等の専門職の中から本人が選択する。

エ 遺言執行者による死後事務を円滑に執行するために、契約締結までに「死後事務に関する依頼書」の作成を支援する。

(4) 契約の締結及び物品の保管

ア 社協は、契約に向けた最終審査を行った後、作成した「あんしん計画」が契約内容の一部となる旨を明らかにした上で、本人にその内容を十分説明し、その了解を得た上で契約を締結する。

イ 社協は、書類等預かりサービスのほか、自宅等の鍵、死後事務等で必要となる書類を別に預かる事ができる。

ウ イの鍵は、「あんしん計画」に基づく使用のほか、緊急やむを得ない場合に使用できる。

エ 社協は、契約に関し疑義を生じた場合には、審査会に諮ることができる。

4 利用期間

契約締結後の本人（以下、「利用者」という。）が事業を利用できる期間は、原則として、契約日から当該年度の3月31日までとする。ただし、利用者が利用期間の延長について異議のないときは、自動的に引き続き1年ごとに更新することができる。

5 利用料

事業の利用料は、別表3に定める。なお、利用料の改定については、審査会の意見を参考に社協会長が決定する。

6 預託金

(1) 利用者は、契約時に緊急時及び死亡時の支払いに備えた預託金を社協に預けなければならない。託金の払い込みは、一括払いとする。

(2) 預託金の取扱等については、社協会長が別に定める。

7 モニタリング

(1) あんしん支援員は、おおむね月1回の電話と半年に1回の訪問により、利用者の状況を定期的に確認し、利用者の要望や変化を把握し、「あんしん計画」の変更など必要な措置を講じなければならない。

(2) 「あんしん計画」の変更日は、「あんしん計画変更依頼」の依頼日を適用する。

(3) あんしん支援員は、第4条第1項に関する契約条件の確認を定期的に行わなければならない。

(4) あんしん計画の変更を行った場合には、審査会に報告する。

8 サービスの提供

(1) あんしんサービス

社協は、別表1に掲げる〔1〕あんしんサービスを行う。なお、保証人に準じた支援については預託金の範囲内とする。また、利用者死亡時には、「あんしん計画」、公正証書遺言等の内容に添って、死後事務を遺言執行者と連携して行う。その結果は、審査会に報告する。

ア 保証の対象

(ア) 医療機関（一般病棟）への入院

(イ) 区内にある次の施設への入所

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護療養型・医療療養型医療施設
- 介護老人保健施設（老人保健施設）

- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム（A・B型、ケアハウス）
- 有料老人ホーム
- 「終身建物賃貸借契約」等借地権の相続がない施設

（ウ）（イ）の介護療養型・医療療養型医療施設及び介護老人保健施設については、特例として、3か月に限り区外への入所を認める。3か月を超える場合には審査会に諮り、その結果を踏まえて対応する。

（2）生活支援サービス

社協は、別表1に掲げる〔2〕生活支援サービスを「あんしん計画」等に基づき行う。

（3）書類預かりサービス

社協は、別表1に掲げる〔3〕書類預かりサービスをあんしん計画に基づき行う。

9 保管物品の引き渡し

- （1）社協は、契約が終了した場合、保管物品を利用者に引き渡す。
- （2）社協は、利用者が死亡した場合、遺言執行者に保管物品を引き渡す。
- （3）社協は、契約の継続中においても、利用者の申し出があれば保管物品を引き渡す。この場合、利用者から申し出のあった日以降、7日以内 に保管物品を引き渡す。ただし、本人の判断能力等に疑義が生じる場合は、審査会に諮り、その結果を踏まえて対応する。
- （4）成年後見人等からの申し出があった場合は、前第1号及び第3号を準用し、「利用者」を「成年後見人」等と読み替える。

10 地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の活用

社協は、利用者が判断能力の低下により通常の日常生活を営むことが困難と判断された場合、関係機関と協議の上、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度など、必要な制度への移行を講じなければならない。

11 死後事務支援

社協は、死後事務支援を行うことができる。また、遺言執行者の指示があった時も同様とする。

12 契約の終了

- （1）社協は、次のいずれかに該当する場合、本事業の契約を終了する。
 - ア 利用者に解約できるだけの判断能力がある状態で、利用者が解約を申し出たとき
 - イ 利用者が死亡し、遺言執行者からの報告により死亡後の事務が終了したことを確認できたとき
 - ウ 利用者に任意後見人が選任され、任意後見人が解約を申し出たとき
 - エ 利用者に成年後見人・保佐人・補助人が選任され、成年後見人等が解約を申し出たとき
 - オ 利用者が負担額の支払いを3か月以上滞納し、督促による支払いを2週間以内に行わなかったとき
 - カ 利用者が契約を継続しがたい程の背信行為を行ったとき
 - キ 利用者について公的な経済支援が必要となり、生活保護等、他の適切な制度の利用が開始されたとき
 - ク 審査会において、契約の継続が困難と判断され、利用者の生活にふさわしい他の支援への移

行が整ったとき

- (2) 利用者が、前号イからエを除く規定により契約を終了する場合、社協は利用者に対して公正証書遺言の取消または遺言執行者の変更を求めることができる。
- (3) 社協は、第1号イを除く規定により契約を終了しようとするときは、その旨を利用者等に通知する。

13 審査会への報告及び審査依頼

- (1) 社協は、第3条第1項に規定する事業の実施状況についての必要な報告を審査会へ行うほか、本事業の実施状況に関しての審査会が行う調査に協力する。
- (2) 社協は、本事業の実施に疑義が生じた場合には、審査会に諮ることができる。

14 損失の負担

契約により行うべき業務の実施について生じた損害は、社協の責任とする。ただし、その損害の発生が利用者の責めに帰すべき事由による場合、また、社協が十分な注意を払っていたにもかかわらず生じた損害については、この限りでない。

(個人情報の保護)

第8条 事業に関わる個人情報の取り扱いについては、個人情報保護規程の定めるところによる。ただし、利用者の医療情報等の事前同意に基づいたものに関しては、必要な範囲で関係機関等に対して、情報の開示及び請求を行うことができる。

- 2 前項の情報の開示及び請求を行った場合、審査会に報告をしなければならない。
- 3 第6条に定める審査会委員については、個人情報保護に関する法令等を遵守すると共に、正当な理由なしに業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

(地域福祉権利擁護事業、成年後見制度との関係)

第9条 利用者が判断能力の低下により、地域福祉権利擁護事業の契約をした場合、重複する生活支援サービス及び書類預かりサービスは地域福祉権利擁護事業で実施し、あんしんサービスについては引き続きこの事業による支援を行う。

- 2 任意後見人、成年後見人等が選任された場合において、任意後見人、成年後見人等が契約継続を希望した場合には、生活支援サービス、書類預かりサービスは成年後見人等で実施し、あんしんサービスについては引き続きこの事業による支援を行う。
- 3 社協は、前2項における事実が生じた場合、速やかに審査会に諮る。

(普及啓発)

第10条 社協は、第3条第1項第2号の目的を達成するために、本事業のほか、権利擁護に関する制度や事業の相談に応じ、区民周知のための普及啓発に努める。

(苦情申立)

第11条 利用者は、次の各号に掲げる機関に本事業に関する苦情を申し立てることができる。

- (1) 事業所責任者

(2) 苦情解決第三者委員会（社協）

(3) 福祉サービス運営適正化委員会（東京都社会福祉協議会）

2 社協は、前項に対する苦情があった場合には、審査会に報告する。

（委任）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、社協会長が別に定めることができる。

附則

1 この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

2 「足立区社会福祉協議会高齢者あんしん生活支援モデル事業実施要綱」（平成 16 年 10 月 1 日施行）は、廃止する。

3 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

4 この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

5 この要綱は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

6 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 支援内容（第3条関係）

〔1〕 あんしんサービス	
（1）施設入所時	・入所説明時の同席や、契約の立ち会い等 ・預託金による入所費用の支払い
（2）入院時	・入院説明時の同席や、契約の立ち会い等 ・緊急に入院した際の指定連絡先への連絡、主治医への情報提供、必要物品のお届け等 ・預託金による入院費用の支払い
（3）死亡時	・預託金による葬儀費用の支払い ・遺言執行者の要請による、葬儀・埋葬等の死後事務の支援
〔2〕 生活支援サービス	
（1）福祉サービス利用援助	・福祉サービスについての相談・情報提供・助言 ・福祉サービスを利用する際の手続 ・苦情解決制度利用手続
（2）日常的金銭管理	・預金の払い戻し・預け入れ等の手続 ・公共料金等各種支払い手続 ・本サービスで使用する通帳・はんこのお預かり
（3）手続き支援	・区役所などの手続 ・郵便物の手続 ・弁護士・司法書士等の専門職への仲介
〔3〕 書類等預かりサービス	
（1）書類等預かり	・通帳等重要書類の預かり（保管できる書類等） ・年金証書、保険証書 ・預貯金等の通帳・証書・キャッシュカード ・権利証・契約書 ・はんこ・印鑑登録証 ・その他、審査会が適当と認めた書類

* 書類等預かりサービスで、同一月に3回以上の出し入れの手続きが必要となった場合、3回目以降は、生活支援サービスとして対応する。

別表２ 資力基準（第４条関係）

資産（居住用不動産を除く）	３，０００万円以下であること。
収入・所得	○住民税が非課税、または課税総所得金額が１６０万円以下であること。 ○不動産収入がないこと。 ○生活保護受給者ではないこと。
負債	原則、負債がないこと（住宅ローンは除く）。

別表３ 高齢者あんしん生活支援事業利用料（第７条関係）

年会費	年間２，４００円（４月～３月） 年度途中の入会の場合、３月までの月割りで計算する。 年度途中に退会の場合、返金を行わない。
あんしんサービス	１日１回１，０００円
生活支援サービス	１時間１，０００円 （追加３０分までごとに５００円）
書類預かりサービス	月１，０００円 当該月に１日でもお預かりがあれば１か月分の料金とする。

*年会費は前納とする。その他の利用料は、毎月月末締め翌月払いとする。

*区外への出張を伴う支援の場合、北千住を起点とする公共交通機関の料金実費を加算する。なお、あんしんサービスは、原則２名対応のため、２名分の交通費実費を加算する。

社会福祉法人 足立区社会福祉協議会 高齢者あんしん生活支援事業審査会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人足立区社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は、高齢者あんしん生活支援事業の適正な運営を図るため、足立区高齢者あんしん生活支援事業審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。

(機能)

第2条 審査会は、社協会長の諮問に応じて、次の内容に関する審査等を行うものとする。

- (1) 契約の締結
- (2) 契約の終了
- (3) 苦情の対応
- (4) あんしん計画の変更
- (5) 地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度等 への移行時の対応
- (6) 判断能力が急激に低下した時の対応
- (7) 福祉施設等へ入所する時の対応
- (8) 死亡時の対応
- (9) 守秘義務解除
- (10) 利用料・預託金改定等の変更
- (11) その他、サービス提供を行う上で審査が必要とされるもの

2 審査会は、毎年前項に関する報告を受け、適正な事業運営が行われているかを審査する。

3 審査会は、前2項のほか、事業運営に必要な重要事項の提言を行うことができる。

(組織)

第3条 審査会は、足立区の管理職の中から、社協会長が委嘱する委員3名をもって組織する。

2 契約の当事者と関与する者、社協の役職員を兼ねている者を委嘱することはできない。

3 委員の互選により、司会1名を選任し会議を進行する。

4 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。委員が任期の途中で退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の責務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(運営)

第5条 審査会は、社協会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 審査会は出席委員の過半数で決するところによる。

4 審査会は年1回定期に開催する。ただし、社協会長が必要と認めた場合には随時召集することができる。

5 第2条第1項の諮問事項のうち、緊急性の高いものについては社協会長の要請により委員長が委員全員の意見を集約することで、審査会開催に代えることができる。

(情報の公開・管理)

第6条 審査会における情報の公開と管理は次のとおりとする。

(1) 審査会で取り扱う個別の案件は、個人のプライバシーにかかわる事項であることから、審査会及び審査に係る資料は非公開とする。ただし、審査対象となった本人からの資料の開示請求があった場合はこの限りではない。

(2) 審査会の透明性、客観性を明確にする趣旨で、個人のプライバシーの侵害の虞がない統計的データについては、公開できる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社協において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めのない事項について、社協会長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

2 「足立区高齢者あんしん生活支援モデル事業審査会設置要綱」(平成16年10月1日施行)は、廃止する。

3 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

5 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

社会福祉法人 足立区社会福祉協議会 高齢者あんしん生活支援事業預託金取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、「高齢者あんしん生活支援事業実施要綱」(以下、「要綱」という。)に基づき、社会福祉法人足立区社会福祉協議会(以下、「社協」という。)が、保証人に準じた支援等を行うことを目的として、預託金の預かりに関する事項を定める。

(預託金の種類)

第2条 預託金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 入院及び火葬等にかかる費用
- (2) 施設入所にかかる費用
- (3) その他、利用者と社協の協議の上、必要と認められる費用

(預託金の算出基準)

第3条 預託金は、本人の状況に応じて、次の各号を合算した金額とする。(千円以下の単位は切り上げるものとする。)

- (1) 入院にかかる費用の3か月分に相当する額及び火葬費用に相当する額として、一律52万円
 - (2) 本人が入所する施設の利用率3か月分に相当する額
 - (3) その他、本人と社協の協議の上、必要と認められる費用に相当する額
- 2 社協は、前項各号の金額等の基準について、社会情勢や経済情勢によって変更する必要がある場合には、足立区高齢者あんしん生活支援事業審査会(以下、「審査会」という。)に諮り変更することができる。

(預託金の受領)

第4条 預託金は、本事業契約の条件として受領する。本事業または施設入所 契約日当日から1週間以内に社協指定の金融機関に預け入れなければならない。

- 2 社協は、利用者に対して「預託金預かり書」の作成を行う。
- 3 預託金については、一切の利息は発生しないものとする。

(預託金の支出)

第5条 社協は、利用者が第2条第1項に係る費用を支払う際に、判断能力の低下等で支払いが困難になった場合には、預託金を取り崩し、必要な経費の支払いを行う。

- 2 その他、審査会により預託金の支出が適当と判断された時も同様とする。

(報告及び補充)

第6条 社協は、預託金の増減があった場合は、その都度利用者等 若しくは遺言執行者に

通知し、直近の審査会に報告する。

- 2 社協は、預託金の支出後も契約が継続する場合、利用者等に第3条第1項に定める算出基準額まで補充を求めなければならない。ただし、前条第2項にかかる支出は除く。なお、預託金請求後1週間以内に社協指定の金融機関に預け入れなければならない。
- 3 利用者は、預託金を請求されてから1週間以内に社協指定の金融機関に預け入れなければならない。

(契約中の預託金の追加受領及び一部返還)

第7条 社協は、次の各号により預託金算出額の変更が生じた場合は、新たに預託金として追加受領または一部返還することができる。

- (1) 利用者が施設に入所した時
 - (2) 利用者が入所中の施設から別の施設に転所した時
 - (3) 利用者が施設から退所した時
 - (4) 利用者の施設利用料が変更になった時
 - (5) 利用者に生活保護等の公的な経済支援が必要となり、その利用の条件として預託金の全部または一部の返還が必要とされた時
 - (6) 第3条第1項に定める預託金の算出基準が変更になった時
 - (7) その他、審査会により預託金の追加受領または一部返還を指示された時
- 2 前項により変更が生じた場合で、本人の判断能力が低下しているときには、新たに預託金の追加受領または一部返還は行わず、適切な制度に結びつける。
 - 3 第1項で生じた差額が5万円以内の場合は、預託金の追加受領や一部返還を省略することができる。

(解約時の預託金の返還)

第8条 社協は、要綱第7条第12項の契約を終了した場合には預託金を精算し、利用者等若しくは遺言執行者に返還しなければならない。

- 2 社協は、利用者等からの「預託金預かり書」の提出を以て預託金を返還する。ただし、「預託金預かり書」の紛失等のやむを得ない事由がある場合には、所定の「預託金返還証明書」により返還することができる。

(振込手数料)

第9条 預託金の受領及び返還に関わる振込手数料は、利用者負担とする。ただし、社協の事情に帰するものについては、この限りではない。

(預託金分納の取り扱い)

第10条 原則として、預託金分納の取り扱いは行わない。

附則

- 1 この要領は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 「足立区高齢者あんしん生活支援モデル事業預託金取扱要領」（平成16年 10月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要領は、平成21年1月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

高齢者あんしん生活支援事業
契 約 書

社会福祉法人 足立区社会福祉協議会

委任者 ○○○○様（以下「甲」という。）および受任者社会福祉法人足立区社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり高齢者あんしん生活支援事業におけるサービス（以下「サービス」という。）に関する契約を締結する。

【契約の目的】

- 第1条 乙は、甲に対して、福祉制度等を利用する上で、契約上予想される問題に対して、相談および具体的な援助を行い、将来予想される生活上の支障を予防するために、甲との長期間の契約によって援助を提供する。
- 2 身寄りのない高齢者にとって、特に大きな生活上の支障である保証人の問題に対して、福祉施設や病院等の求める保証人機能に準じた援助を実施し、必要に応じて、既存の制度に確実に結びつける。
- 3 また、この契約は地域福祉権利擁護事業および成年後見制度に先立って行われるものであり、将来的には地域福祉権利擁護事業および成年後見制度の利用を支援するものである。

【援助の内容】

第2条 この契約におけるサービスの内容は、以下に掲げる〔1〕から〔3〕の項目の範囲内とする。また、サービス内容の詳細については、別紙「あんしん計画」に掲げる。

〔1〕 あんしんサービス	
（1）施設入所時	・ 入所説明時の同席や、契約の立ち会い等 ・ 預託金による入所費用の支払い
（2）入院時	・ 入院説明時の同席や、契約の立ち会い等 ・ 緊急に入院した際の指定連絡先への連絡、主治医への情報提供、必要物品のお届け等 ・ 預託金による入院費用の支払い
（3）死亡時	・ 預託金による火葬費用等の支払い ・ 遺言執行者の要請による、葬儀・埋葬等の死後事務の支援
〔2〕 生活支援サービス	
（1）福祉サービス利用援助	・ 福祉サービスについての相談・情報提供・助言 ・ 福祉サービスを利用する際の手続 ・ 苦情解決制度利用手続
（2）日常的金銭管理	・ 預金の払い戻し・預け入れ等の手続 ・ 公共料金等各種支払い手続 ・ 本サービスで使用する通帳・はんこのお預かり
（3）手続き支援	・ 区役所などの手続 ・ 郵便物の手続 ・ 弁護士・司法書士等の専門職への仲介
〔3〕 書類等預かりサービス	
（1）書類等預かり	・ 通帳等重要書類の預かり

- 2 乙は、援助を行うにあたっては、甲の意思を尊重し、善良な管理者の注意義務の範囲内で、誠実に援助を行わなければならない。
- 3 乙は、適切な援助を行うために、おおむね月1回の電話と年2回の訪問により、甲の状況の確認と、甲からの要望を確かめることとする。

【援助の計画】

- 第3条 乙は、甲との協議により、本契約で行われる援助の内容と方法を詳しく定めた「あんしん計画」を作成し、当該計画に基づきサービスを提供することとする。
- 2 甲は、判断能力低下時および緊急入院等の緊急時には、あらかじめ作成した「あんしん計画」に沿って支援することに、同意するものとする。
 - 3 乙が、「あんしん計画」に基づくサービス提供の中で、甲の留守宅に立ち入る必要が生じた場合には、甲の指定する立会人の下に行わなければならない。ただし、甲が立会人を希望しない場合、あるいは、立会人の事情により立会いができない場合は、乙の職員が原則として2名で入室することとする。

【援助の担当者】

- 第4条 乙は、甲の状況を常に把握して対応できるよう、原則2名の担当あんしん支援員を選任し、援助を行わせることとする。
- 2 ただし、緊急時等やむを得ない場合に、前項に掲げるあんしん支援員以外の者が、援助を行う場合もあることとする。
 - 3 担当あんしん支援員は、乙の職員を原則とするが、それ以外の者も選任することができる。
 - 4 乙が前項の選任を行う場合には、乙への登録制などにより適切に指揮監督を行い、甲に不利益が生じることのないよう努めなければならない。

【あんしん計画の変更】

- 第5条 甲は、乙に対していつでも「あんしん計画」の変更を求めることができる。
- 2 乙は、定期的に「あんしん計画」の見直しを、甲との協議の上で実施する。
 - 3 「あんしん計画」は、甲と乙との協議による合意によって、変更できることとする。

【監督および審査】

- 第6条 乙は、この契約におけるサービスの適正な執行について、足立区高齢者あんしん生活支援事業審査会（以下「審査会」という。）より監督を受けるとともに、甲の判断能力低下後も適正な援助を担保するために、以下の各号に掲げる項目について、審査会での審査、援助方針の決定および事後報告を行うこととする。
- (1) 「あんしん計画」の変更を行う時
 - (2) 緊急入院および医療同意への対応
 - (3) 地域福祉権利擁護事業および成年後見制度へ移行する時
 - (4) 判断能力が急激に低下した時への対応
 - (5) 福祉施設等へ入所する時の対応
 - (6) 死亡時の対応
 - (7) 甲に対する守秘義務の解除を行う時
 - (8) その他、甲および乙がそれぞれ審査を求めた事項

【利用料】

- 第7条 この契約における年会費およびサービスの利用料については、別紙に定める。
- 2 乙は、社会情勢等の変化に伴い、本事業の遂行に必要不可欠な場合には、審査会の意

見を参考に、年会費やサービスの利用料を改定することができる。

- 3 乙が前項の改定を行う場合は、甲に対して契約期間満了の3か月前までに書面にて通知を行い、改定後の料金は契約更新時から適用するものとする。

【書類等の保管】

第8条 甲は、乙に対して、次の各号に掲げる書類やはんこを預けることができる。また、乙はその書類を預かる場合は、「あんしん計画」の中に記載しておかなければならない。

- (1) 年金証書
- (2) 預貯金の通帳（キャッシュカードを含む）
- (3) 権利証
- (4) 契約書類
- (5) 保険証書
- (6) 実印（印鑑登録証を含む）
- (7) 銀行印
- (8) その他、審査会が必要と認めたもの

- 2 甲は、いつでもその申し出により、預けた書類等の返却を求めることができ、その場合、乙は、申し出のあった日以降、7日以内に書類等を返却しなければならない。ただし、必要に応じて審査会等での審査を行い、その結果を踏まえて対応するものとする。

- 3 甲が入院した時には、乙は「あんしん計画」の中で事前に取り決めた書類等預かりを開始し、甲の退院後すみやかに預かり物を返却しなければならない。

- 4 甲が死亡した時には、預けた書類等の返却先については、遺言執行者の指示に従うものとする。

- 5 この契約が終わった時は、乙による書類等の保管も終了する。

【預託金制度】

第9条 甲は、乙に対し契約時にあらかじめ、甲が死亡した時および緊急時の各支払いに対処するため、預託金を預け入れなければならない。なお、預託金の詳細およびその使い方については、高齢者あんしん生活支援事業預託金取扱要領に基づき、別紙に定める。

【保証機能】

第10条 乙は、甲が病院や福祉施設等に入る時は、保証機能を担うものとし、身元引受および預託金の範囲内での金銭保証を行うとともに、「あんしん計画」に沿って支払等各種手続を行い、甲の入院・入所生活を支援する。

- 2 乙は、甲の死亡時に甲があらかじめ作成した公正証書遺言に定める遺言執行者と連携して、甲の財産および預託金の範囲で、かつ相続人等親族の合意の得られる範囲で、甲の希望に沿った死後事務の支援を行う。

- 3 乙が行う保証機能には、医療の同意等、本人の生命や身体に関わる事項について、甲の代わりに決定することは含まない。

- 4 なお、医療機関から医療に関する同意を求められた場合、乙は、あらかじめ定めた別紙「医療サービスに関する指示書」を医療機関に提示することにより、甲の意向を医療機関に開示することができる。

【解約】

第11条 甲は、判断能力のある状態において、いつでもその申し出により、契約を終了することができる。

- 2 乙は、甲が死亡した後、死亡した後の事務が終了したことを確認できた場合、契約を終

了する。

- 3 乙は、甲について任意後見監督人が選任され、任意後見人が解約を申し出た場合、契約を終了する。
- 4 乙は、甲について成年後見人・保佐人・補助人が選任され、成年後見人等が解約を申し出た場合、契約を終了する。
- 5 乙は、甲がサービス利用の利用者負担額の支払いを3ヶ月以上遅延し、乙が費用の支払いを督促したにもかかわらず、2週間以内に支払われない場合、契約を終了することができる。
- 6 乙は、甲が乙または第4条記載のあんしん支援員に対して、この契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合、契約を終了することができる。
- 7 乙は、甲の所有する預貯金等がなくなった場合、第9条に定める預託金を甲に返還し、生活保護等他の適切な制度へ移行するまでの支援を行うよう努め、他制度への移行をもって契約を終了することができる。
- 8 乙は、審査会において、契約を続けることが難しいと判断された場合、甲の生活にふさわしい他の援助を、利用できるように努め、その援助への移行をもって契約を終了することができる。
- 9 甲は、上記第1項・第5項・第6項・第7項・第8項による解約にあたって、本事業契約時に作成した公正証書遺言の取消または変更を行うものとする。

【契約の期間】

- 第12条 本契約の期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇日までとし、契約期間満了日の7日前までに、更新について異議のない時は、引き続き1年ごとに更新されるものとする。
- 2 契約の期間中であっても、第11条による解約があった場合は、この契約は終了するものとする。

【損害の賠償】

- 第13条 乙は、乙の責により甲に損害を与えた時は、その損害を賠償する。ただし、乙が、充分注意していたにもかかわらず生じた損害については、その賠償の範囲外とする。

【個人情報の取り扱い】

- 第14条 乙は、この契約に関して知り得た甲にかかる個人情報を、みだりに第三者に漏洩してはならない。この契約終了後も同様とする。ただし、審査会が適切と認めた場合は、その指示に従うこととする。
- 2 乙は、甲の医療に関する個人情報の開示および請求にあたり、事前に「あんしん計画」や「医療情報の集約および管理に関する支援の同意書」に、その内容を定めておくことができる。
- 3 甲は、判断能力が低下し、成年後見または保佐、補助開始の審判を受けた場合、成年後見人等への引継ぎのために、必要な範囲での情報を開示することに同意するものとする。
- 4 甲は、判断能力が低下した後に、金融機関等との取引が必要になった場合、甲に関する状況、財産等の情報に関して、必要な範囲での情報を開示することに同意するものとする。
- 5 甲は、その他、乙が甲への援助に関する会議を行う場合、必要な範囲での情報を開示することに同意するものとする。
- 6 ただし、乙は、個人情報の開示および請求を行った場合、審査会に対して事後報告を行わなければならない。

【苦情の申立て】

第15条 甲は、いつでも次の各号に掲げる機関に対して、この契約についての苦情を申し立てることができる。

- (1) 権利擁護センターあだち 課長

住所 〒120-0036 東京都足立区千住仲町 19-3

電話番号 03-5813-3551

- (2) 苦情解決第三者委員（足立区社会福祉協議会 福祉事業部総務課）

住所 〒120-0011 東京都足立区中央本町 1-17-1

電話番号 03-3880-5740

- (3) 東京都福祉サービス運営適正化委員会（東京都社会福祉協議会）

住所 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-8

東京YWCA会館 3階

電話番号 03-5283-7020

【協議事項】

第16条 本契約に疑義が生じた場合、または本契約に定められていない事項が生じた場合には、甲と乙は誠意を持って協議の上、解決に努めるものとする。

この契約の締結を証明するために、甲と乙とは本契約書を2通作成し、それぞれ記名・押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所 〒

氏名

印

乙 〒120-0011 東京都足立区中央本町 1-17-1

社会福祉法人 足立区社会福祉協議会

会長 中 田 貢 弘 印

電話 03-3880-5740

高齢者あんしん生活支援事業契約書 別紙
利用料金・預託金について

【年会費】

- 年間（4月～3月の年度単位）2,400円
- 年度途中に契約開始の場合、契約開始月から3月までの月割りで計算します。
- 年度途中に退会された場合でも、返金はいたしません。

【サービスごとの利用料】

サービス内容	利用料
あんしんサービス	1日1回1,000円
生活支援サービス	1時間1,000円。 （以降、30分までごとに500円） ＊電話のみで対応が終了した場合は、利用料は発生しません。
書類等お預かりサービス	1か月1,000円 （一日でもお預かりをした月は、1か月分の料金がかかります。また、同一月内の書類の受け渡しが3回以上になる場合には、3回目からは別途、生活支援サービスの利用料が発生します）

※上記の利用料のほか、あなたのお手伝いをするうえで必要となった下記の経費については、あなたの負担（利用者負担）とさせていただきます。

- 区外への支援や、あなたと一緒に出かけのためなどに、交通機関の利用が必要となった場合は、その交通費（あなたの家または権利擁護センターを起点に計算します）。あんしんサービスは、原則支援員2名で対応しますので、2名分の交通費が必要です。
- 郵送料・振込手数料 等

【預託金】

- 基本額52万円＋施設入所にかかる利用料の3か月分です。高齢者あんしん生活支援事業契約時や施設入所時にお預かりします。
- 基本額は、標準的な3か月分の入院費用と、生活保護における葬祭扶助の基準額の合計を基準に設定しています。
- 預託金は、あなたが下記の場合の状況にあって、あなたの預貯金などでの支払いが難しい場合についてのみ、預託金制度の範囲内において、支払いのお手伝いをいたします。

- ① 入院したとき
- ② 施設に入所したとき
- ③ お亡くなりになったとき
- ④ その他、足立区高齢者あんしん生活支援事業審査会より支払いを指示されたとき

- 基本額や施設入所の利用料が変更になった時には、預託金も変更になります。ただし、すでにお預かりしている金額と変更後の預託金の差が5万円以内の時は、あなたから申し出がない限り、その都度の差額清算は行いません。
- お預かりした預託金には一切の利息はつきません。

【お支払い方法】

(1) 年会費・利用料

年会費は毎年4月26日、利用料は毎月月末までの合計額を、翌月26日（金融機関休業日は翌営業日）に、ご指定の口座から引き落とします。請求書と領収書は発生月に郵送いたします。

(2) 預託金

契約した時、または差額の再計算を行った時から、1週間以内に社会福祉協議会の指定口座にお振込いただきます。

上記内容の説明をいたしました。

【事業所】

事業所名 足立区社会福祉協議会 権利擁護センターあだち

所在地 東京都足立区千住仲町19-3

氏名 課長 アルマルカウヰ恵子

説明者 福祉事業部 権利擁護センターあだち

代表者 社会福祉法人

足立区社会福祉協議会

会長

中田

貢弘

印

印

上記内容の説明を受け、了承いたしました。

平成 年 月 日

【利用者】

氏名

印

資料Ⅱ 県内外の先行事例の紹介

組織名	横須賀市（福祉部生活福祉課自立支援担当）		
人口（高齢化率）	403,386 人（高齢化率 29.32%） ※平成 27 年		
事業名	エンディングプラン・サポート事業	事業開始年度	平成 27 年度
利用対象者	原則として、ひとり暮らしで頼れる身寄りがなく、月収 18 万円以下・預貯金等が 250 万円以下程度で、概ね固定資産評価額 500 万円を超える不動産を有していない高齢者等（※）の市民（※余命宣告者や、高齢夫婦で親族皆無など、無縁遺骨の可能性が高ければ適用）。生前契約金（下記「費用」欄参照）の予納が必要。（生活保護受給中の方も、市民または横須賀市で生活保護を実施している方で、予納可能な希望者に対応）		
事業内容・利用までの流れ	○葬儀、納骨、死亡届出人、リビングウィル ・葬儀、納骨、死亡届出人の確保、リビングウィルについて市の窓口で相談を受け、対象者の方には協力葬儀社等の情報を提供 ・必要な場合には、専門家相談を案内 ↓ ○生前契約と支援プランの策定、保管 ・選んだ協力葬儀社と予め生前契約し、葬儀等に係る費用を預ける ・リビングウィルは、病院からの問合せに備え、市と協力葬儀社の両方で保管し、市は契約にそって支援プランを策定し保管、登録カードを発行 ↓ ○リビングウィルの迅速な伝達、葬儀・納骨までの円滑な進行 ・万一の場合には、支援プラン（生前契約の内容など）に従い、市と協力葬儀社などの関係機関が連絡を取り合って、リビングウィルを迅速に伝え、葬儀等を円滑に進める		
費用	原則として生活保護基準と同額以内 ※参考 平成 27 年度 206,000 円		
事業による効果・成果	（本人） ・ひとり暮らしで身寄りがなく、経済的なゆとりがなくても自分の意思が実現できる ・過剰な費用負担をすることなく、余剰金は今の生活に活かせる ・安心が確保できる ・これまで断られていた献体登録も、大学と協定を結び、登録可能となった ・生前里親などのペット相談にも、動物愛護センターと連携して生前解決を図れる（地域の市民） ・地域住民が担う様々な負担を大幅に軽減できる（市） ・無縁納骨堂に収める遺骨が減る ・本人が予納済みなので葬祭費の支出がなくなる ・地域からの苦情が減る ・予算は全額市費だが、訪問交通費や周知などの予算以外は、ほとんど必要ない		
今後の課題	対象者は生活にゆとりなく身寄りのない高齢者であり、「情報難民」でもある。このため、周知方法に課題が残る。事業開始後 2 年近く経過し、マスコミからの取材も減り、当事者認知度も低下してきた。地道に町内を回り、地域のミニ集会の講演を繰り返しており、今後もミニ集会をずっと続ける覚悟が必要だろう。		

財源	市一般財源（平成 27 年度決算額：約 7,428 円） ※平成 28 年度時点
職員体制	2 名（常勤 1、非常勤 1。他事業との兼務） ※平成 28 年度時点

参考資料（36～58 ページ）

- ・横須賀市エンディングプラン・サポート事業への協力申出書
- ・エンディングプラン・サポート事業事前相談カード
- ・収入、保有資産、預金・手持ち金 容認額計算書
- ・エンディングプラン・サポート事業登録申込必要書類一覧表
- ・エンディングプラン・サポート事業登録申込書
- ・同意書
- ・エンディングプラン・サポート事業連絡票
- ・死後事務委任契約書
- ・私のリビングウィル（延命治療意思）及び伝えておきたいこと
- ・横須賀市エンディングプラン・サポート事業支援決定通知書
- ・支援計画書
- ・エンディングプラン・サポート事業登録カード（大・小サイズ）

横須賀市長様

横須賀市エンディングプラン・サポート事業への協力申出書

ひとり暮らしで身寄りがなく生活にゆとりがないご高齢の市民の方等の終活課題について、あらかじめ解決を図り、生き生きとした人生を送っていただくことを目的とした、横須賀市エンディングプラン・サポート事業について、その目的に賛同し、次のとおり協力を申出ます。

1. 対象者として市から連絡された市民の方（以下「対象者」という。）については、原則として神奈川県内の遺体運搬費・手数料等を含む葬儀一式（以下「葬儀一式」という。）を、死後事務委任契約（以下「生前契約」という。）により、契約締結時の生活保護法による葬祭扶助基準以内で承ります。
なお、直葬の場合には、同額の範囲内で、葬儀一式に加え、合祀納骨を含め、ご要望に沿う方向で協力します。
2. 対象者と生前契約を交わした場合は、その契約書の写しを市に提出し、また契約時に受領した1に係る金員が妥当に保管されていることを示す書類（預貯金通帳等）を、定期的に市に提示します。
3. 当社において生前契約し、1の範囲内の金員を受領済みの対象者（以下、「契約済み対象者」という。）が死亡した後、契約済み対象者の葬儀一式を当社以外の葬祭事業者（以下「他事業者」という。）が請け負うこととなった場合には、当社が受領し保管していた上記2の金員のうち、当社が契約済み対象者との契約履行に必要な範囲で支出した経費を差し引いた金員を、当該他事業者にお譲りします。
4. 契約済み対象者が、リビングウィルの写しについても、当社で保管して欲しい旨の希望がある場合には、生前契約書とともにこれを保管し、医療機関等関係機関からの緊急照会に対し、速やかにその内容を回答します。
5. 高額な遺体検案料を要し、かつ警察官や知人等から当該検案料が賄われない契約済み対象者が発生した場合には、当該検案料のうち生活保護法で定める額の範囲内の必要額を、横須賀市福祉事務所長による生活保護適用のうえ支給されたい旨を、市に速やかに申し入れます。

平成 年 月 日

葬祭事業者 所在地	
葬祭事業者名	印

相談支援の対象は、ご本人に限らせて頂きます。

エンディングプラン・ サポート事業事前 相談カード (生活困窮者自立支援法関係事業)	自立支援 担当課長	自立支援 係長	担当者	相談日	年度
				年 月 日	No. (エンド事前番号)

1、相談者氏名等について

＜横須賀市長宛て＞

貴市が支援に必要な下記事項等の確認をすること、及び関係先へ情報提供することに同意し、相談を申込みます。

(フリガナ)		(フリガナ)	
相談申 込兼同 意 署 名	印 □男 □女	横須賀市	町 丁目
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 (歳)	番	号
電話番号	()	番地	

外国籍の方はこの事業の対象ではありません。

* 以下は職員が聞き取りの上記入

○エンディングプラン該当者チェック表○

- | | | |
|--|--|--|
| 1 日本国籍であり、本市に住民登録がある | ☐ はい ☐ いいえ | |
| 2 親族がいない(または長期間音信不通等の親族しかいない) | ☐ はい ☐ いいえ ☐ 要協議 | |
| 協議結果 [| <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; display: inline-block; font-size: 40px; color: red; transform: rotate(-45deg);">見本</div> | |
| 3 手持ち金・預貯金が別紙容認額計算書以下である | | ☐ はい ☐ いいえ |
| 4 月収入が概ね18万円以下である | | ☐ はい ☐ いいえ |
| 5 不動産を保有していない | | ☐ はい ☐ いいえ |
| 6 配偶者を含む同居人がいない
(ただし許容される場合あり:高齢夫婦で他に身寄りがいないなど) | | ☐ はい ☐ いいえ |
| 7 認知症の疑いがない | | ☐ はい ☐ いいえ |
| 8 墓はないか | | ☐ はい ☐ いいえ |
| 9 遺骨の引取り手はいないか | | ☐ はい ☐ いいえ |
|] | | |

○処理○

- ☐すべてが「はい」になる場合→該当者のため、事業の概要を説明し相談内容について聴取
事業について了承の場合、必要書類一覧表を交付し次回の予約をとる
予約日 年 月 日
- ☐1つでも「いいえ」がある場合→非該当者となるため、情報提供のみ行う
- ☐3、4に1つでも「いいえ」がある場合→お金に余裕がある方には弁護士会・司法書士会をご案内

○確認事項○

- ペットを飼っているか ☐はい ☐いいえ
- 「はい」の場合→横須賀市保健所生活衛生課動物愛護センター(046-869-0040)に連絡

○相談内容について○

相談内容にチェック(複数選択可)

- ☐葬儀について ☐納骨について ☐死亡届出人について
- ☐リビングウィル(延命治療等についての事前意思表示)について
- ☐その他() (☐家財処分について)

横須賀市エンディングプラン・サポート事業

収入、保有資産、預金・手持ち金 容認額計算書

No.3-2

氏名	住所	年度事前相談番号
生年月日 S 年 月 日 (歳)		

計算式

収入について	
月 収 18万円	根拠: 生活保護単身世帯基準額(約12万円) × 1.3 + 障害者加算額(在宅・入所 平均値: 約2万4千円)

保有不動産について	
固定資産評価額 500万円以内	根拠: 要保護者向けリバースモーゲージ適用の実勢価格(500万円)の固定資産 評価額換算後の価格(350万円) × 1.4倍

預金 + 手持ち金について																					
月収上限	基本容認額 預金・手持ち金	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="padding: 5px;">年齢配慮加算額</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%; padding: 5px;">65歳以上、75歳未満</th> <th style="width: 50%; padding: 5px;">75歳以上(左の1/3)</th> </tr> <tr><td style="text-align: center;">0万円</td><td style="text-align: center;">0円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">12万円</td><td style="text-align: center;">4万円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">24万円</td><td style="text-align: center;">8万円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">36万円</td><td style="text-align: center;">12万円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">48万円</td><td style="text-align: center;">16万円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">60万円</td><td style="text-align: center;">20万円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">72万円</td><td style="text-align: center;">24万円</td></tr> </table>	年齢配慮加算額		65歳以上、75歳未満	75歳以上(左の1/3)	0万円	0円	12万円	4万円	24万円	8万円	36万円	12万円	48万円	16万円	60万円	20万円	72万円	24万円	第1次容認額
年齢配慮加算額																					
65歳以上、75歳未満	75歳以上(左の1/3)																				
0万円	0円																				
12万円	4万円																				
24万円	8万円																				
36万円	12万円																				
48万円	16万円																				
60万円	20万円																				
72万円	24万円																				
18万円	+ 225万円※	0円	=																		
17万円																					
16万円																					
15万円																					
14万円																					
13万円																					
12万円																					
			円																		

+	墓終い & 家財処分 が見込まれるとき 全年齢 50万円 ただし 根拠のある場合は、 その実額を加算	=	第2次容認額 円	+	その他の 合理的理由のある 容認額 理由 額 円	=	最終 手持ち金・預 金容認額 1万円単位を切上げ 円
---	---	---	--	---	--	---	--

参考 ... 基本容認額225万円の根拠 = 最低生活費の1.3倍額の一年分		
18万円	下限 187万円	12万円 × 12か月 × 1.3倍
17万円	199万円	※下限+12万円(月額所得階差を加算)
16万円	211万円	上段+12万円(月額所得階差を加算)
15万円	223(※切上225)万円 ← 採用(中央値)	上段+12万円(月額所得階差を加算)
14万円	235万円	上段+12万円(月額所得階差を加算)
13万円	247万円	上段+12万円(月額所得階差を加算)
12万円	上限 259万円	上段+12万円(月額所得階差を加算)
上記の各所得階層別の容認すべき預金 + 手持ち金額の根拠 = 最低生活費 × 1.3倍額 + 所得階差加算額		

エンディングプラン・サポート事業登録申込必要書類一覧表

収入に関するもの

- ☐ 前3ヶ月分の給料明細書・源泉徴収票
- ☐ 年金や恩給の証書と最近の改定通知書（ハガキ）
- ☐ 雇用保険・傷病手当金支払通知書
- ☐ （ ）

資産に関するもの

- ☐ 預・貯金通帳（来庁される日に、必ず残高を記帳してください。）
- ☐ 生命保険・損害保険の証書
- ☐ 車検証・登録証
- ☐ （ ）

身分を証明するもの

- ☐ 健康保険証
- ☐ 戸籍謄本
- ☐ （ ）

リビングウィルに関するもの

- ☐ 診察券
- ☐ お薬手帳

その他

- ☐ 借家（借地）の賃貸借契約書（公営住宅の場合は入居許可証）
- ☐ 印鑑
- ☐ （ ）

本日の面接担当	平成 年 月 日		次回予約日 時間	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
---------	-------------------	--	-------------	--------------------------------------

横須賀市福祉部生活福祉課自立支援係
電話046-822-8070（直通）

相談支援の対象は、ご本人に限らせて頂きます。

エンディングプラン・ サポート事業登録 申込書	自立支援 担当課長	自立支援 係長	担当者	申込日	年度
				年 月 日	No. (エンド申込番号)

＜横須賀市長宛て＞

貴市が支援のために必要な確認を行うことに同意し、登録及び本事業利用を申込みます。

(フリガナ)	(フリガナ)	(フリガナ)
登録 申込 署名	住所	横須賀市 町 丁目 番 号 番地
生年月日	年 月 日 (歳)	
電話番号	()	

(フリガナ)	(フリガナ)
本籍地	本籍 筆頭者
☐ 住所と同じ	☐ 登録申込者と同じ

1 仕事について

☐ 1 不就労 ☐ 2 常用勤務 ☐ 3 アルバイト・パート ☐ 4 自営業 () ☐ 5 その他 ()

2 収入について

(合計 月: 円)

①年金	②手当	③就労	④仕送	⑤他
月: 円	月: 円	月: 円	月: 円	円

3 資産について

(合計 円)

①預貯金	銀行	支店	名義人
	信用金庫等	本店	円
	銀行	支店	名義人
	信用金庫等	本店	円
	銀行	支店	名義人
	信用金庫等	本店	円
	銀行	支店	名義人
	信用金庫等	本店	円
	銀行	支店	名義人
	信用金庫等	本店	円

②車 ☐ 保有している →売却した場合 円	③生命保険 ☐ 加入している 受取人氏名			間柄等	解約返戻金(見込)
					円
☐ 保有していない	☐ 加入していない				備考
④その他()の保険 ☐ 加入している					
受取人氏名	間柄等	解約返戻金	円		
☐ 加入していない					

4 借家・借地の形態と家賃・地代等

☐ 民間アパート ☐ マンション ☐ 公営住宅	家賃:月	円 契約者
☐ 一戸建 ☐ 間借 ☐ 親族所有住宅等	地代:月	円 その他:

5 傷病、かかりつけの医師、かかりつけの薬局について

傷病名①	かかりつけの医療機関	医療機関の所在地	
		電話番号 ()	
かかりつけの医師	通院状況	かかりつけの薬局	薬局の所在地
			電話番号 ()
飲んでいる薬			

傷病名②	かかりつけの医療機関	医療機関の所在地	
		電話番号 ()	
かかりつけの医師	通院状況	かかりつけの薬局	薬局の所在地
			電話番号 ()
飲んでいる薬			

傷病名③	かかりつけの医療機関	医療機関の所在地	
		電話番号 ()	
かかりつけの医師	通院状況	かかりつけの薬局	薬局の所在地
			電話番号 ()
飲んでいる薬			

6 高齢福祉課の実施サービスである緊急通報システム貸与について

☐ 設置している ☐ 設置していない ☐ 設置したい

7 障害について

☐ 無 ☐ 有 → 身・知・精 () 級

8 介護について

☐ 無 ☐ 有 ↓		
要支援 1・2	・ 要介護 1・2・3・4・5	介護利用料: 月 円
		介護利用頻度: 月 回
介護事業所等名	電話番号	所在地
担当ケアマネージャー名	電話番号	備考

9 希望葬儀情報(協力葬儀社と契約後に再度記入し直すこと)

○形式について○

☐ 仏式 ☐ その他 ()

○葬儀業社等との相談状況○

☐ 葬儀業社等と相談したい →
☐ 葬儀業社等と生前契約したい →
☐ 葬儀業社等と生前契約した →
☐ 希望しない

葬儀社 等名	
-----------	--

☐納骨場所は確保済
→管理費用は ☐すべて支払済 ☐年間管理費を 円支払っている

→ ☐支払えなくなった場合は代わりに が支払う予定
→ ☐支払えなくなった場合は解約になる
→ ☐没後管理費が支払えない場合は合祀される契約である

☐納骨希望場所があるが、確保していない場合 → 確保後に再度来所して欲しい旨を伝える。

☐ご供養付き合祀希望 → 確保済 ・ 確保予定 ・ 未定
☐ご供養なし合祀希望 → 確保済 ・ 確保予定 ・ 未定

納骨予定場所を記入

寺院等名	電話番号	所在地	備考

☐ 知人(12参照) ☐ 家主等 ☐ 病院長 ☐ 福祉事務所長 ☐ その他()		
氏名 (フリガナ)		住所 (フリガナ)
本籍地 (フリガナ)		電話番号 () 本籍筆頭人 (フリガナ)
☐ 住所と同じ ☐ 不明		☐ 氏名と同じ ☐ 不明
備考		

氏名		住所		間柄
(フリガナ)				
①				
		電話番号 ()		
本籍地		本籍筆頭人		依頼可能項目
(フリガナ)				☐ 緊急連絡先 ☐ 死亡届出人 ☐ 葬儀立会い ☐ 納骨立会い ☐ その他()
☐ 住所と同じ		☐ 氏名と同じ		
☐ 不明		☐ 不明		

氏名	住所	間柄
(フリガナ)		
②		
	電話番号 ()	
本籍地	本籍筆頭人	依頼可能項目
(フリガナ)		
☐ 住所と同じ ☐ 不明	☐ 氏名と同じ ☐ 不明	☐ 緊急連絡先 ☐ 死亡届出人 ☐ 葬儀立会い ☐ 納骨立会い ☐ その他()

13 配偶者・兄弟・姉妹(□その他)について (ただし両者ともに身寄りがない場合等に限る)

□配偶者	☐ いる(満 歳) (□同居 □別居) いない(□未婚 □死別 □離別) →エンディングプランの対象になる理由 ☐ 高齢夫婦で配偶者以外に身寄りがない ☐ その他()
□兄弟・姉妹 □その他()	☐ いる(満 歳) (□同居 □別居) いない(□死別 □離別) →エンディングプランの対象になる理由 ☐ 高齢の兄弟・姉妹で他に身寄りがない ☐ その他()

(フリガナ)		(フリガナ)	
氏名 [□配偶者 □兄弟・姉妹 □その他]		住所	□申込者の住所と同じ
生年月日	年 月 日(歳)	電話番号	

(フリガナ)		(フリガナ)	
本籍地	☐ 申込者の住所と同じ ☐ 住所と同じ	本籍筆頭者	□申込者と同じ

14 家計相談について

☐ 必要 (職員の判断でチェック欄に記入) ☐ 不要

15 訪問希望について

☐ ()ヶ月に1度の訪問を希望する ☐ ()ヶ月に1度の訪問を希望しない

16 協力葬儀社との契約内容について

□別添(契約日 年 月 日)(協力葬儀社)

17 リビングウィルについて

①新規	□別添(提出日	年	月	日)
②変更	□別添(変更日	年	月	日)
③変更	□別添(変更日	年	月	日)
④変更	□別添(変更日	年	月	日)
⑤変更	□別添(変更日	年	月	日)

同意書

横須賀市長様

私は、横須賀市エンディングプラン・サポート事業による私への支援計画内容に同意し、横須賀市が（葬儀・納骨・死亡届出人・リビングウィル）について必要に応じ、知人、協力事業者、その他関係機関と相互に連絡を取り連携して支援することに同意します。

また、横須賀市が相談支援のために必要な調査を行うことに同意します。

自然災害等のやむを得ない事由により、支援計画書に記載された事項の執行が為されない場合があることに同意します。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ (印)

生年月日 年 月 日生 歳

自立支援 担当課長	自立支援 係長	担 当 者

市控え用

エンディングプラン・サポート事業連絡票

平成28年 月 日

葬祭事業者各位

横須賀市福祉部

下記の方からエンディングプラン・サポート事業にかかる相談をお受けしました。

本事業の対象者と認められるため、協力葬祭事業者リストを交付しましたので、葬儀・納骨に関する相談に応じていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、御社において、生前契約をすることとなった場合には、速やかにご連絡のうえ、契約書の写しを本市にご提出ください。

相談番号	第 号
住 所	
氏 名	
生年月日	

問い合わせ先

横須賀市福祉部生活福祉課

自立支援係

電話046-822-8070

発 行 者

エンディングプラン・サポート事業連絡票

平成28年 月 日

葬祭事業者各位

横須賀市福祉部

下記の方からエンディングプラン・サポート事業にかかる相談をお受けしました。

本事業の対象者と認められるため、協力葬祭事業者リストを交付しましたので、葬儀・納骨に関する相談に応じていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、御社において、生前契約をすることとなった場合には、速やかにご連絡のうえ、契約書の写しを本市にご提出ください。

相談番号	第 号
住 所	
氏 名	
生年月日	

問い合わせ先

横須賀市福祉部生活福祉課

自立支援係

電話046-822-8070

発 行 者

死後事務委任契約書

委任者_____を甲、受任者_____を乙として、以下のとおり死後事務委任契約（以下、本死後事務委任契約という。）を締結する。

第1条 甲及び乙は、甲死亡後においても民法653条の規定によらずに、本契約を終了させない旨を合意する。

第2条 甲は乙に対し、甲の死亡後における下記の事務を委任し、その事務処理のための代理権を付与する。

- ① 通夜、告別式、火葬、納骨、埋葬に関する事務
- ② 永代供養に関する事務
- ③ 甲が、医療機関より回復の見込みが無いとの診断を受けた際に、甲の生前意思（リビングウィル）を医療機関へ伝達する事務
- ④ 行政庁への届出事務
- ⑤ 以上の各事務に関する費用の支払い

2 甲は、乙に対し、前項の事務処理をするにあたり、乙が複代理人を選任することを承諾する。

第3条 前条第1項の通夜、告別式、火葬は別紙葬儀プランに沿って行なう。

2 第1項の通夜、告別式等での読経等の葬儀形式は以下のとおり行なう。

例) 仏式 キリスト教式葬儀 神式葬儀 友人葬

3 甲が、通夜、告別式等での読経等の葬儀形式につき別段の希望がない場合には、乙が指定する寺院において行なう。

第4条 第2条第1項の納骨及び埋葬は、以下の施設において行なう。

2 甲が、納骨及び埋葬につき別段の希望がない場合には、乙が指定する施設において行なう。

3 第2条第2項の永代供養を行なう場合には、前項の場所において行なう。

う。但し、永代供養に関する事務は前項の施設に依頼することをもって終了する。

第5条 甲が死亡した時には、乙は速やかに横須賀市担当課に連絡する。

第6条 甲は、乙に対し、本契約締結時に、本死後事務委任契約を遂行するために必要な費用及び乙の報酬に充てるために金_____円を預託する。

この預託金の内訳は以下のとおりとする。

通夜、告別式、火葬に関する費用 金_____円

納骨、埋葬に関する費用 金_____円 (0円の場合上記に含む)

永代供養に関する費用 金_____円 (0円の場合上記に含む)

リビングウィルの保管・伝達に関する費用は無料とする。

交通費 金_____円 (0円の場合上記に含む)

報酬 金_____円 (0円の場合上記に含む)

2 預託金には、利息をつけないこととする。

3 社会情勢・経済情勢の変動により、又は本死後事務委任契約の内容の変更により、第1項に定める金額に著しく過不足が生じると判断できる場合には、甲又は乙は1項に規定する金額の変更を互いに求めることができる。

第7条 甲及び乙は、甲の生存中はいつでも前条3項に定める規定を除き本死後事務委任契約の変更を互いに求めることができる。

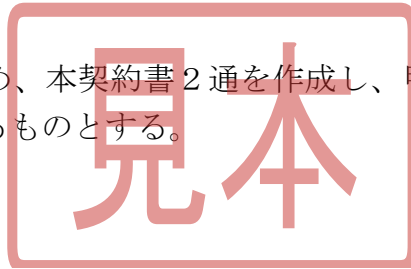
第8条 甲は、甲の生存中はいつでも本死後事務委任契約を解除できる。

第9条 乙は、甲の生存中に以下の事由が発生したとき、若しくは甲の生存中に以下の事由が発生していた事が判明した場合には、本死後事務委任契約を解除できる。

- ① 第6条3項及び台7条に規定する変更の話し合いが整わなかったとき。
- ② 甲が乙に対して虚偽の申告をする等により、甲の行為により甲との信頼関係が失われたとき。
- ③ 乙が本死後事務委任契約を遂行することが困難だと思われる客観的な事由が生じたとき。

- 第10条 乙が解散又は破産したときは本死後事務委任契約は終了する。
- 第11条 本死後事務委任契約が第8条・第9条・第10条により終了した場合には、乙は預託金の全額を甲に返還する。
- 第12条 乙は、本死後事務委任契約につき、甲の請求若しくは甲から依頼を受けた横須賀市の担当課より請求がある場合には、速やかに求められた事項につき、請求者に報告する。
- 第13条 乙は、本死後事務委任契約に関して知り得た甲の秘密を、正当な理由なく他者に漏らしてはならない。
- 第14条 乙は、本死後事務委任契約に従い、善良な管理者の注意を怠らない限り、甲に生じた損害について責任を負わない。

以上の契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙が各自署名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。



平成 年 月 日

住所

委任者（甲）

氏名

本店所在地

委任者（乙）商号

代表取締役

私のリビングウィル(延命治療意思)及び伝えておきたいこと

☐新規 ☐変更

私が高齢となり意識を失うような状態におちいたり、あるいは呼びかけには応じて意識は朦朧としていた状態になったり、あるいは意識はあっても自分の意思を伝えることができない状態となり、自分で身の回りのことができなくなり、自分で飲むことも食べることもできなくなったときには、以下のようにしてください。

○病名・余命告知について

- ☐告知はしないでほしい
☐病名のみ告知希望
☐余命のみ告知希望
☐余命が()ヶ月以上であれば、病名・余命とも告知希望
☐余命の期間に関わらず、病名・余命とも告知希望
☐家族にまかせる
☐余命がわずかになったときの希望(会いたい人がいる・ホスピスに入りたいなど)
()
☐その他()

○延命治療について

私は私の終末期を

- ☐傷病が不治であり、かつ死が迫っている場合
☐高度の意識障害が3ヶ月以上続く場合
☐その他:
の場合と考え以下の要望を私の医療に携わる方々に宣言致します。

○終末期の延命治療についての基本的な私の考え方

- ☐少しでも可能性があれば延命治療をしてほしい
☐回復の見込みがなくても、延命治療をしてほしい
☐脳死は認めず、心臓の動いている限り治療してほしい
☐延命よりも苦痛を少なくすることを重視して決めてほしい
☐回復の見込みがないのであれば、延命治療はしないでほしい
☐回復不能な遷延性意識障害(持続的植物状態)に陥った時は生命維持措置を取りやめて欲しい
☐尊厳死を希望し、書面を作成している(保管場所など): ()
☐尊厳死を希望しない
☐尊厳死について今は決められない
☐その他()

○具体的な場合の延命治療についての私の考え方

○私が自分の力では水も飲めず、食べ物も食べられなくなった場合

- | | | | |
|--------------------------|--------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| 無理に飲ませたり、食べさせたりは | ☐ して欲しい | ☐ して欲しくない | ☐ 分からない |
| 点滴による水分補給は | ☐ して欲しい | ☐ して欲しくない | ☐ 分からない |
| 中心静脈栄養(IVH)は | ☐ して欲しい | ☐ して欲しくない | ☐ 分からない |
| 経鼻経管栄養は | ☐ して欲しい | ☐ して欲しくない | ☐ 分からない |
| 中心静脈カテーテル(CVポート)による栄養補給は | ☐ して欲しい | ☐ して欲しくない | ☐ 分からない |
| 胃ろうを作って栄養補給は | ☐ して欲しい | ☐ して欲しくない | ☐ 分からない |

○私が自分の力で呼吸ができなくなった場合

- | | | | |
|--------------------------|--------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| アンビューバッグ(手動式人工呼吸器)による呼吸は | ☐ して欲しい | ☐ して欲しくない | ☐ 分からない |
| マスクの人工呼吸器をつけることは | ☐ して欲しい | ☐ して欲しくない | ☐ 分からない |
| 口からの器官内挿管をし人工呼吸器をつけることは | ☐ して欲しい | ☐ して欲しくない | ☐ 分からない |
| 気管切開が必要になった時は | ☐ して欲しい | ☐ して欲しくない | ☐ 分からない |

○万一、人工呼吸器がすでにつけられている場合

- 一旦、電源を切り、私の自発呼吸が戻らなかったら、人工呼吸器を取り外して ☐欲しい ☐欲しくない
☐分からない

○感染症が通常の抗生剤治療で改善しない場合

- 強力な抗生物質を ☐使って欲しい ☐効果が期待できる時は使って欲しい ☐使って欲しくない ☐分からない

○心不全をおこす場合

電氣的除細動は	☐ して欲しい	☐ して欲しくない	☐ 分からない
心臓マッサージは	☐ して欲しい	☐ して欲しくない	☐ 分からない
ペースメーカーは	☐ して欲しい	☐ して欲しくない	☐ 分からない
大動脈内バルーンポンピング法は	☐ して欲しい	☐ して欲しくない	☐ 分からない
強心剤(昇圧剤)の投与は	☐ して欲しい	☐ して欲しくない	☐ 分からない

○腎機能が低下して、尿毒症等になった場合

人工透析は ☐して欲しい ☐して欲しくない ☐分からない

○その他の場合

血漿交換は	☐ して欲しい	☐ して欲しくない	☐ 分からない
輸血は	☐ して欲しい	☐ して欲しくない	☐ 分からない
脳圧低下薬は	☐ して欲しい	☐ して欲しくない	☐ 分からない

○緩和医療内容について

緩和医療とは: 重い病気の末期で不治と判断されたとき、治療よりも患者の心身の苦痛を和らげ
穏やかに日々を過ごせるように配慮する療養法

☐苦痛は取り除いてほしい

苦痛を取り 除く程度	☐ 痛みに妨げられることなく、夜は良く眠れる程度に苦痛を取り除いて欲しい
	☐ 安静時にも痛みがない程度に苦痛を取り除いて欲しい
	☐ 体を動かしても痛みがない程度に苦痛を取り除いて欲しい

☐多少の苦痛はあっても、最後まで意識を維持したい

☐できる限りの治療を施してほしい

☐何もなくてよい

○臓器提供や検体について

割印(

☐ 臓器提供のためドナーカードを持っている(カードの保管場所:	)
☐ 角膜提供のためアイバンクに登録している(登録証の保管場	)
☐ 献体の登録をしている(登録した団体:	電話番号
☐ 臓器提供や献体はしたくない	)
☐ 特に考えていない	)
☐ その他(	)

○救急搬送について

☐救急隊による救命処置を希望する

☐救急隊による救命処置を希望しない

ただし、緊急時に救急搬送された場合は、リビングウィルに関係無く救急隊による救命措置が施される
可能性があることに同意します。

○誰かが判断をしなくてはならない場合

私の治療方針について、誰かが決めなくてはならない場合は

名前()連絡先()の意見を尊重して決めてください。

○かかりつけ医師について

医療機関名	主治医名	病名
飲んでる薬		

○緊急連絡先について

緊急 連絡先	氏名(フリガナ)	住所(フリガナ)
	電話番号 ()	

○葬儀について

生前契約(死後事務委任契約)をした葬儀社について

葬儀社名	所在地	形式 ☐ 仏式 ☐ その他 ()	備考
電話番号 ()			

○納骨について

☐ 納骨場所は確保済 ☐ ご供養無し無縁合祀 ☐ ご供養付き無縁合祀	納骨場所までの運搬方法 ☐ 葬儀社による ☐ その他		
納骨予定場所を記入			
寺院等名	電話番号	所在地	備考

割印

○死亡届出人(予定)について

☐知人 ☐家主等 ☐病院長 ☐横須賀市福祉事務所長 ☐その他()

氏名	住所	
(フリガナ)		
	電話番号 ()	
本籍地	本籍筆頭人	備考
(フリガナ)		
☐ 住所と同じ ☐ 不明	☐ 氏名と同じ ☐ 不明	

○訃報を連絡して欲しい知人について

訃報を 連絡して もらいたい 知人	氏名(フリガナ)	住所(フリガナ)
		電話番号 ()
	氏名(フリガナ)	住所(フリガナ)
		電話番号 ()

○その他の希望、考え、思うこと

--

以上、よろしくお願いします。

平成 年 月 日（新規・変更）

住所	氏名	印
	生年月日	年 月 日生（ ）歳

○リビングウィル作成時に相談した人

☐ 医師 ☐ 保健師 ☐ 医療相談室 ☐ その他（ ） ☐ 相談した人はいない
--

立会った市の職員名

立会日	年 月 日
立会人名	横須賀市 課 係 印

事務連絡
平成 年 月 日

様

横須賀市長 吉 田 雄 人

横須賀市エンディングプラン・サポート事業支援決定通知書

平成 年 月 日付で登録申込された横須賀市エンディングプラン・サポート事業に基づく支援の実施について、別添支援計画書のとおり支援を行うこととしましたので通知します。

見本

支援計画書	相談員	作成日	年度
		年 月 日	No. (エンド登録番号)

(フリガナ)	(フリガナ)	
氏名	住所	横須賀市 町 丁目 番 番地 号
印 様		
□男 □女		
生年月日	年 月 日 (歳)	
電話番号	()	

○支援計画内容について○

☐①葬儀について
 ☐②納骨について
 ☐③死亡届出人について

☐④リビングウィル(延命治療等についての事前意思表示)について

☐⑤()ヶ月に1度の電話について
 ☐⑥()ヶ月に1度の訪問について

☐⑦家計相談について
 ☐⑧知人への連絡について

☐⑨その他()

□①葬儀について

下記の葬儀社での葬儀の執行を確認します。
生前契約(死後事務委任契約)をした葬儀社について

葬儀社名	所在地	形式	備考
		☐ 仏式 ☐ その他 ()	
電話番号 ()			

- ☐葬儀社と生前契約(死後事務委任契約)をし、全額納入済み
☐葬儀社と生前契約(死後事務委任契約)をしているが、一部しか納入していない()円
 残りの支払い予定: ()円
☐その他 ()

□②納骨について

下記内容での納骨の執行を確認します。

☐ 納骨場所は確保済 ☐ ご供養無し無縁合祀 ☐ ご供養付き無縁合祀	納骨場所までの運搬方法 ☐ 葬儀社による ☐ その他
納骨予定場所を記入	
寺院等名	電話番号
所在地	備考

☐③死亡届出人(予定)について

下記の人物による死亡届出を確認します。

☐知人 ☐家主等 ☐病院長 ☐横須賀市福祉事務所長 ☐その他()

氏名		住所	
(フリガナ)			
		電話番号 ()	
本籍地	本籍筆頭人	備考	
(フリガナ)			
☐ 住所と同じ ☐ 不明	☐ 氏名と同じ ☐ 不明		

☐④リビングウィルについて

☐書式・内容を自由に記入されたものを、市が保管します。

☐生前契約(死後事務委任契約)した葬儀社も保管します。

☐⑤()ヶ月に1度の電話について

()ヶ月ごとに訪問します。

☐⑥半年に1度の訪問について

()ヶ月ごとに訪問します。

☐⑦家計相談について

① 年 月 日、② 年 月 日に家計相談を行います。

☐⑧知人への連絡について

必要に応じて下記の知人へ連絡します。

緊急連絡先	氏名(フリガナ) ☐ 死亡届出人(予定)と同じ	住所(フリガナ)
		電話番号 ()

訃報を 連絡しても らいたい知 人	氏名(フリガナ)	住所(フリガナ)
		電話番号 ()
	氏名(フリガナ)	住所(フリガナ)
		電話番号 ()

☐⑨その他()

--

* この支援計画書の内容の変更や撤回はいつでも可能です。

* 変更や撤回が無い場合、5年ごとに見直しを行います。

エンディングプラン・サポート事業 登 録 カ ー ド

登録番号	第 1 号
氏 名	カガリ 知
	小川 太郎
生年月日	昭和 10 年 10 月 10 日
住 所	横須賀市小川町 11 番地

私の緊急時の対応は、次の通りお願いします

- ・ 緩和医療を ☒希望します ☐希望しません。
- ・ 延命治療を ☒希望します ☐希望しません。

下記の市役所のほか、次の問合せ先でもさらに詳しいリビング
ウィル（延命治療意思）などがわかります。

【問合せ先】



葬祭事業者	(有)〇〇葬儀社 電話 046-8XX-XXXX	リビング ウィル
かかりつけ医	△△診療所 電話 046-8XX-XXXX	服 薬 情 報
緊急連絡先	上町 花子 電話 046-8XX-XXXX	

【総合問合せ先】横須賀市 福祉部 生活福祉課 自立支援係
電話 046-822-8070

平成 27 年 7 月 1 日発行 発行理由 新規

エンディングプラン・サポート事業登録カード			
登録番号	第 1 号	裏面をご覧ください	
氏 名	小川 太郎	生年 月日	S10. 10. 10
住 所	横須賀市小川町 1-1 番地		
横須賀市 福祉部 生活福祉課 自立支援係 ☎046-822-8070 (直通) 平成 27 年 7 月 1 日			



私の緊急時の対応は、次の通りお願いします

・緩和医療を ☒希望します ☐希望しません。

・延命治療を ☒希望します ☐希望しません。

表面の市役所のほか、次の問合せ先でもリビングウィル（延命治療意思）などがわかります。

お問合せ先	葬 祭 事業者	(有)〇〇葬儀社 ☎046-8XX-XXXX	リビング ウィル
	かかり つけ医	△△診療所 ☎046-8XX-XXXX	服薬 情報
	緊 急 連絡先	上町 花子 ☎046-8XX-XXXX	

先行市・社協取り組み状況一覧(平成28年度時点)※身元保証・死後事務に関するサービス

神奈川県社会福祉協議会作成				
組織名	杉並区社会福祉協議会	福岡市社会福祉協議会(あんしん生活支援センター)	府中市社会福祉協議会(権利擁護センターふちゅう)	都城市社会福祉協議会
事業名	あんしん未来支援事業	ずーっとあんしん安らか事業	あんしん支援事業	都城みらいあんしん支援事業
開始年度	平成20年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用対象者	・杉並区に住所があり、かつ居住している方 ・65歳以上の高齢者、または障害者のみの世帯で、かつ支援可能な配偶者および3親等以内の親族がいない方 ・事業の契約内容を判断することができる方 ・預貯金等(国債、地方債を含む)が3,000万円以下 ・所得が住民税課税所得金額180万円以下	・福岡市内在住・75歳以上の方(同居者がいる場合は、すべて75歳以上の親族であること) ・明確な契約能力を有する方 ・子がない方 ・生活保護受給者でない方	・府中市に住所を有し、かつ居住している方 ・高齢者又は障害者のみの世帯に属し、かつ支援可能な親族がいない方 ・この事業の契約内容を判断できる能力を有する方 ・一定の資力基準を満たす方	・都城市に住所を有し、かつ居住している方 ・概ね65歳以上の高齢者又は障害者のみの世帯であって、かつ、支援可能な3親等以内の親族がいないこと ・事業の契約の内容を判断できる能力を有している方 ・預託金25万円以上預けることができる方
事業内容	○見守りサービス(基本サービス) ・月に1回の電話連絡や3か月に1回の訪問により、定期的に安否確認 ○日常生活の支援サービス(選択サービス) ・必要時に行う支援 ①福祉サービスの利用支援 ②日常的金銭管理の支援 ③契約手続きの支援 ④専門職仲介 ・入院時に行う支援 ①事前に指定された連絡先への連絡 ②支払支援や必要物品をお届け ③医療説明時の同席や入院手続等 ○保証機能サービス(選択サービス) ・入院時や入院等の保証機能 ・葬儀埋葬の手続き支援 ○書類等預かりサービス(選択サービス) ・ご自宅に保管しておくことが心配な通帳や保険証書を預かり貸金庫で保管	○預託金によるサービス ・予め預託金をお預かりし、利用者が亡くなった場合にお預かりした金額内での葬儀の実施や必要経費等の支払い、残存家財の処分 ○見守りサービス ・定期的な電話連絡や訪問を行うことで、利用者の日常生活を把握 ○書類等預かりサービス ・生活の不安解消のため、預貯金通帳や年金証書・保険証書、不動産登記済権利証書、実印・銀行印等の書類の預かり ○入退院時支援サービス ・入退院時の付き添いや荷物の準備、入院時の緊急連絡先指定、貴重品等の預かり、入院中の預金払い戻しや必要経費の支払い	○見守りサービス(基本サービス) ・電話又は訪問により定期的に安否確認 ○日常生活支援サービス(基本サービス) ・福祉サービス利用支援 ①福祉サービスについての相談 ②利用手続きの支援等 ・日常的金銭管理の支援 ①年金、福祉手当等の手続き支援 ②税金、公共料金等の支払い手続き支援等 ・入院時の支援 ①入院時の連絡 ②必要物品の配達 ③支払支援 ・契約手続きの支援 ①医療サービス契約手続き支援 ②福祉施設入所契約の手続き支援等 ・専門職仲介支援 ①法定後見申立て支援 ②弁護士、司法書士等の専門職への仲介 ○保証機能サービス(基本サービス) ・入院時保証機能 ①入院時・入院中・退院時の説明の立会および保証人に準ずる支援等 ・施設入所時保証機能 ①福祉施設入所時の保証人に準ずる手続き等の支援 ・葬儀・埋葬等手続き支援 ①死亡時の葬儀埋葬等に要する手続き等の支援 ・その他必要と認められる手続き支援 ①入院中でも必要な、家賃等の支払い支援 ○書類等預かりサービス(オプションサービス) ・書類等預かり ①通帳等重要書類の預かり ②入院時書類等預かり ③入院中の通帳等重要書類の預かり	○見守りサービス ・体調確認や安否確認の実施(電話による月1回の確認・概ね3ヶ月に1回の自宅訪問) ○施設入所支援サービス ・施設入所時に必要な手続き等の支援、預託金や預貯金による入所費用の支払い、入居説明時や手術前の説明・契約時の立会い ○入院支援サービス ・入院時に必要な手続き等の支援、預託金や預貯金による入院費用の支払い、入院説明時や手術前の説明・契約時の立会い、指定連絡先への連絡、入院セット等必要物品のお届け等 ○書類等預かりサービス ・自宅に保管しておくことが不安な重要書類などを金融機関の貸金庫にて預かり(預かることができる書類等:通帳、キャッシュカード、印鑑、年金証書、保険証書、権利証等の重要書類) ○生活支援サービス ・希望に応じて日常的な金銭管理のお手伝いや市役所等の手続き支援、福祉サービスに関する相談支援。日常的な金銭管理～通帳や印鑑をお預かりして、預貯金の出し入れを代行や代理で実施、手続き支援～市役所・郵便物の手続き等の支援・福祉専門職の紹介、その他、福祉サービスに関する相談や助言 ○葬儀支援サービス ・公正証書遺言に沿って支援。預託金・預貯金による葬儀費用の支払い、遺言執行者の養成による葬儀・埋葬等の死後事務
利用料	○見守りサービス(基本サービス)…1か月あたり1,000円 ○日常生活の支援サービス(選択サービス)…1時間まで2,500円(※1時間を越えた場合30分ごとに1,250円) ○保証機能サービス(選択サービス)…1時間まで2,500円(※1時間を越えた場合30分ごとに1,250円) ○書類等預かりサービス(選択サービス)…1か月あたり1,000円 ○日常金銭管理通帳…450,000円(入院・施設入所)、その他費用は協議のうえ定める ○預託金…450,000円(入院・施設入所)、350,000円(葬儀埋葬等)、その他費用は協議のうえ定める	○入会金…15,000円 ○年会費…1年間10,000円 ○見守りサービス…無料 ○入退院支援サービス…1回4,000円(入退院時の付き添い)、1回500円(入院時緊急連絡先指定、入院時預かりサービス、入院時預金払い戻し、支払サービス、入院の荷物準備、入院中の生活に係る事務手続き) ※5,000円セットサービス有 ○預託金…500,000円～(葬儀実施、必要経費等の支払)、残存家財処分サービスは業者見積もり ○書類等預かりサービス…1年間3,000円	○見守りサービス(基本サービス)…1か月単位1,500円～3,000円 ○日常生活支援サービス(基本サービス)…1時間単位1,500円～3,000円 ○保証機能サービス(基本サービス)…1時間単位1,500円～3,000円 ○書類預かりサービス(基本サービス)…1か月単位1,000円 ※資力(所得金額、預貯金額)に応じた利用料 ○預託金…600,000円(入院費用 標準的入院月額3の3か月分)、240,000～420,000円(施設入所費用 施設利用料の3か月分)、350,000円(葬儀埋葬費用 市民聖苑第4式場を利用する場合)、その他費用は応相談	○見守りサービス(必須サービス)…無料 ○福祉専門職等の紹介…無料 ○貸金庫の利用…金融機関での実費負担(契約者均等割負担) ○上記以外のサービス利用／1時間1,000円、30分延長ごとに500円加算、交通費1km10円 ○公正証書作成にかかる費用は実費負担
利用までの流れ	相談受付 ⇒ 審査会 ⇒ 契約 ⇒ サービス開始	相談受付 ⇒ 書類審査 ⇒ 契約準備 ⇒ 納骨先指定、引渡人設定(設定できない場合は、公正証書遺言の作成) ⇒ 契約	相談受付 ⇒ 書類審査 ⇒ 契約準備の相談・支援内容の決定 ⇒ 契約前審査 ⇒ 公正証書遺言の作成 ⇒ 契約 ⇒ サービス開始	相談受付 ⇒ 面談 ⇒ 第1次審査会 ⇒ 契約準備(あんしん計画の作成) ⇒ 2次審査会 ⇒ ※公正証書作成(遺言) ⇒ 契約+預託金預かり
財源	・自主財源	・自主財源(基金活用) ・死後事務執行料収入 ・寄付 ・遺贈	・自主財源 ・利用料収入	・自主財源
職員体制	・常勤1名、非常勤1名 ※日生事業との兼務	・常勤2名、非常勤2名、兼任1名	・権利擁護センターふちゅうの職員が兼務 1 常勤職員…10人 内訳:(1)正規職員…4人(2)嘱託職員(年度契約で月給制、勤務時間数は、正規職員と同じ)…2人(3)臨時職員(年度契約で時給制、勤務時間数は、1日あたり正規職員より15分少ない)…4人 2 非常勤職員…1人(月2～3回で半日勤務)権利擁護センターふちゅう所長(弁護士)	・常勤2名 ※他事業との兼務
(事業開始前)検討会の設置状況	検討会名:委任事務管理サービス検討会 設置年度:平成19年度 検討内容:緊急事務管理と委任事務管理について行政と検討。その結果、委任事務管理(=あんしん未来支援事業)のみ社協で実施することになった。 検討会メンバー構成:社協、後見センター、区高齢者担当部署、福祉事務所等	なし	検討会名:安心支援事業調査研究モデル事業検討会 設置年度:平成23年度 検討会メンバー構成:市地域福祉推進課、市高齢者支援課、市内各地域包括支援センター権利擁護センターふちゅう職員(所長:弁護士)	なし
(事業開始後)審査会・運営委員会等の設置状況	審査会名:あんしん未来支援事業審査会 開催頻度:年3回(6月、10月、2月) 審査内容:契約対象可否、契約内容、その他制度の検討事項などを諮問。 審査会メンバーの構成:委員長(弁護士)、委員2名(区役所保健福祉部管理課長、在宅支援課長)、オブザーバー(成年後見センター所長)	審査会名:「ずーっと安らか事業」運営審査会 開催頻度:4ヶ月に1回の開催を目的としているが、必要に応じて開催したり、開催予定でも審査会にかけられる案件がない場合は、延期としている 審査内容:新規相談者の契約の可否について、及び既契約者の対応困難事例について 審査会メンバーの構成:弁護士(権利擁護)、学識経験者(家族法)、訪問看護事業者(終末期の在宅ケア)	審査会名:運営委員会、事例検討会 開催頻度:運営委員会年2回、事例検討会年6回 審査内容:必要に応じてアドバイスをしていただく 審査会メンバーの構成:弁護士、医師、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、行政職員、社協理事及び職員	審査会名:都城みらいあいんしん支援事業審査会 開催頻度:随時 審査内容:契約の可否等 審査会メンバーの構成:事務局長・総務課長・地域福祉課長・相談支援係長 その他委員会:都城みらいあいんしん支援事業評価委員会(年1回その他会長が必要と認める場合) 委員会内容:契約後の状況報告 委員会メンバーの構成:学識経験者(3名)・行政関係者(2名)

先行市・社協取り組み状況一覧（平成28年度時点）※死後事務、その他サービス

神奈川県社会福祉協議会作成

組織名	大和市	寝屋川市社会福祉協議会
事業名	葬儀生前契約支援事業	緊急時安否確認(かぎ預かり)事業
開始年度	平成28年度	平成26年度
利用対象者	○葬儀・納骨の生前契約の支援 ・身寄りがない単身者や高齢の夫婦のみの世帯などで、葬儀を行う人がおらず、生活にゆとりがない方 ・健康保険料等を差し引いた月収額が概ね16万円以下(単身者の場合) ・本人の預貯金が原則100万円以下(単身者の場合) ・本人が所有する不動産がない ・本人の葬儀生前契約に関する意思が明瞭である ○協力葬祭事業者の情報提供 ・身寄りはあるが、経済的な面で自身の葬儀の心配を抱えている方 ○法的手続きに関する相談先の情報提供 ・身寄りのある・ないに関わらず、一定以上の預貯金(100万円程度以上)、収入(月収16万円程度以上)があり、自身の葬儀の心配を抱えている方	○対象者 65歳以上のひとり暮らし高齢者 ○申込時の同意事項 ・本事業の利用を知っておく必要がある機関等(市社協、協力施設、校区福祉委員会、警察署、担当ケアマネジャー)への情報提供に関する同意 ・鍵を使って家屋内に入る必要があると判断する「緊急時の目安(普段とは異なる状況が続いており、外部からの呼びかけに応答がないため、居宅内で何らかの事情で外部との連絡が取れない状態にあると考えられ、かつ緊急連絡先も本人の確認が取れない場合)」への同意 ・本人宅の器物破損やすでに死亡していた場合、また緊急時と判断し入ったが緊急時でなかった時にに関して、いかなる責任も負わないことへの同意
事業内容	○葬儀生前支援プラン ・市が協力葬祭事業者の情報を対象者に提供 ・協力葬祭事業者が対象者に葬儀・納骨を含んだ生前契約のプランを提案 ・対象者と協力葬祭事業者との契約に市職員が同席、契約内容の写しを市で保管 ・市が葬儀生前支援プランを作成、登録カードを発行 ・市が定期的な安否確認を実施 ・葬祭事業者が生前契約に基づいて葬儀・納骨を履行 ・登録者からの希望により、登録者の知人などに市が死亡の連絡 ○協力葬祭事業者の情報提供 ・協力葬祭事業者の情報を提供 ○法的手続きに関する相談先の情報提供 ・財産の相続・処分に関する手続きが必要となるため、司法書士会、行政書士会等の相談窓口を案内	○緊急時安否確認(かぎ預かり) ・利用申込者の自宅の鍵を事前に預かり、地域の社会福祉法人や医療法人などの施設(21施設)で保管 ・「様子がおかしい」等の緊急時には、事前に預かった鍵を使って複数人で安否を確認 ・安否確認対応における鍵の運搬をエリアによって対応 【対応パターン】 ①地域対応型…昼間・夜間・深夜・早朝(地域で対応) ②施設と地域の分担型…昼間(施設で対応)、夜間・深夜・早朝(地域で対応) ③施設対応型…昼間・夜間・深夜・早朝(施設で対応)
利用料	○葬儀生前支援プラン…生活保護の葬祭扶助基準額(平成28年度は206,000円)以内 ※協力葬祭事業者は生活保護の葬祭扶助基準額以内で葬儀生前契約プランを提示するが、本人の希望により、これを超える金額の契約を結ぶことも可。 ※葬儀生前契約に伴う金銭は全額利用者負担。市から利用者や葬祭事業者に対して補助金等の金銭を交付する事業ではない。	○無料
利用までの流れ	相談受付 ⇒ 市が協力葬祭事業者の情報を提供 ⇒ 対象者が市に葬儀生前契約支援事業を申込 ⇒ 対象者が協力葬祭事業者と葬儀生前契約を締結 ⇒ 市が葬儀生前支援プランを作成、登録カードを発行 ⇒ 市が登録者の安否を定期的に確認 ⇒ 登録者死亡時に協力葬祭事業者が葬儀・納骨を履行 ⇒ 死後の連絡希望先があれば市が連絡	相談受付 ⇒ 申込 ⇒ 申込書と鍵の預かり(※施設にて鍵の保管)
財源	事業予算なし(平成28年度)	○財源 ＜コミュニティソーシャルワーカー配置事業費＞ ・初年度 120万円(内訳:保管ロッカー77万円、かぎ受渡証13万円、安否確認用品15万円、印刷費等15万円等) ・次年度以降経費 5万～10万(広報やパンフ印刷費等)
職員体制	常勤1名(他事業との兼務)	○職員体制 校区担当職員(CSW)6人、嘱託職員1人 計7人
(事業開始前) 検討会の設置状況	なし	検討会名:校区福祉委員長協議会 設置年度:平成22年度より 検討内容:①地域の課題と解決策の検討、②モデルエリア実施(H24年～)、③全市エリア実施の検討(協力施設への依頼調整)、④協力施設との協定締結式 検討会メンバー構成:校区福祉委員長(24名)
(事業開始後) 審査会・運営委員会等の設置状況	なし	会議名:協力施設合同会議 開催頻度:年2回 内 容:かぎ預かり事業の利用状況や保管等の報告、緊急対応時等の課題や調整、見守りネットワークづくり等 メンバーの構成:かぎを保管する協力21施設の代表者、社協CSW 会議名:校区福祉委員会(各24校区福祉委員会) 内容:緊急時安否確認模擬訓練、見守り活動など メンバー:校区福祉委員(自治会長、民生児童委員、ボランティア等)

平成 28 年度 神奈川県社会福祉協議会権利擁護推進部
「保証機能」のあり方に関する課題検討会委員名簿

委 員（敬称略）

氏名	所属等	備考
千木良 正	神奈川県弁護士会・弁護士	座長
西崎 猛之	鎌倉静養館・理事長	
露木 信晴	藤沢市社会福祉協議会あんしんセンター・上級主査	
半澤 真由美	海老名南地域包括支援センター・主任ケアマネジャー	
大島 裕樹	桜ヶ丘中央病院地域連携課・課長	

オブザーバー

氏名	所属等	備考
成瀬 真由美	神奈川県保健福祉局福祉部地域福祉課・主査	
中田 栄二	平塚市社会福祉協議会成年後見利用支援センター・班長	

「身元保証」・「死後事務」サービス 「保証機能」の構築への提案

- 本人のための権利擁護のしくみづくりに向けて -

平成 28 年度「保証機能」のあり方に関する課題検討会（報告）

平成 29 年 3 月

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 権利擁護推進部

横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター 14 階

TEL 045-312-4819 FAX 045-322-3559

E-Mail kenri@knsyk.jp